

横手市高齢者虐待防止対応マニュアル

(令和5年9月1日改訂)

横手市地域包括支援センター

Email hokatsu-shien@city.yokote.lg.jp

○東部包括支援係(横手、山内地域)

〒013-0023 横手市中央町8番2号

TEL:0182-35-2160 FAX:0182-33-2722

○西部包括支援係(雄物川、大森、大雄地域)

〒013-0525 横手市大森町字菅生田245番地206

TEL:0182-35-2135 FAX:0182-56-4026

○南部包括支援係(増田、平鹿、十文字地域)

〒019-0529 横手市十文字町字海道下12番地5

TEL:0182-35-2177 FAX:0182-42-5155

横手市高齢者虐待防止対応マニュアル目次

1	高齢者虐待防止法とその目的、実施主体	1
2	「高齢者」のとらえ方	1
3	養護者による高齢者虐待	1
4	養護施設従事者等による高齢者虐待	2
5	高齢者虐待の分類・定義	3
	(1) 分類	3
	(2) 身体拘束	4
	(3) やむを得ない場合の3要件	4
6	高齢者虐待対応の基本的な考え方	4
	(1) 高齢者虐待の発生要因	4
	(2) 高齢者虐待対応の考え方	5
	①高齢者虐待対応の必要性	5
	②虐待しているという「自覚」は問わない	5
	③高齢者本人の自覚は問わない	5
	④家族への支援の視点	6
7	関係機関に期待される役割	6
8	個人情報の取扱いについて	9
9	養護者による高齢者虐待への対応	13
	(1) 相談・通報・届出	13
	(2) 虐待対応への流れ	13
	①情報収集	13
	②被虐待者（高齢者）の安全確認と事実確認	14
	ア) 虐待の種類や程度	14
	イ) 虐待の事実と経過	14
	ウ) 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握	14
	エ) 養護者や同居人に関する情報の把握	14
	オ) 高齢者と養護者等の関係の把握	15
	カ) 民生委員、保健センター、介護サービス事業者、医療機関等の 関連機関部署からの情報収集	15
	(3) 立入調査	15
	(4) 状況に応じた対応方法	18
	①緊急性が高い場合の対応の方法	18
	②介入が困難な場合や状況が適正に認識されていない場合の対応	20
	(5) 虐待の事実認定	21
	①虐待の事実認定の概要	21
	②ケース会議	21
	③事後評価（モニタリング）	26

④ 終 結	26
(6) 「やむを得ない事由による措置」について	27
① 「やむを得ない事由による措置」とは	27
② 「やむを得ない事由による措置」の適切な運用	28
③ 手続き上の留意点	29
ア) やむを得ない事由による措置の判断について	29
イ) やむを得ない事由による措置の種類	29
ウ) やむを得ない事由による措置の実施手続き	30
エ) やむを得ない事由による措置の実施主体について	30
オ) やむを得ない事由による措置の費用負担について	30
カ) やむを得ない事由による措置を実施した後の支援	33
キ) やむを得ない事由による措置解除の判断と契約への移行	33
(7) 「やむを得ない事由による措置」を実施した場合の面会制限	33
① 面会制限の手順	33
(8) 成年後見制度の活用	34
① 法的根拠と法の解説	34
② 成年後見制度活用の判断	34
③ 成年後見制度活用の実施手順	34
10 養介護施設従事者等における高齢者虐待と対応	35
(1) 養介護施設等とは	35
(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待発見時の対応	36
(3) 通報経路	36
(4) 対応窓口の周知	36
(5) 事実確認	36
(6) 事実確認後の対応（事実確認により監査で対応する場合を含む）	37
① 養介護施設等への対応（※帳票については、39頁以降を参照）	37
② 養介護施設従事者等本人への対応	37
③ 通報者等への対応	38
(7) 養介護施設等における高齢者虐待の認識についての確認	38
(8) 養介護施設等との連携と意識向上	38
(9) 県との連携・協働	39
帳票類	
(様式1) 高齢者虐待相談受付票	43
(様式2) 事実確認票	44
(様式3) 証票	46
(様式4) アセスメント要約票	47
(様式5) 高齢者虐待対応ケース会議 会議録・計画書	49

(様式6) 高齢者虐待対応評価会議記録票	51
《養介護施設従事者等用》	
(様式7) 高齢者虐待相談受付票	52
(様式8) 事実確認票	54
(様式9) 面接調査票(高齢者本人用) —聞き取りシート—	56
(様式10) アセスメント要約票	57
(様式11) 事実確認調査結果報告書	61
(様式12) 高齢者虐待対応評価会議記録	65
【参考】虐待状況の改善に向けた通知(例)	66
【参考】通報内容と改善を要する事項について(例)	67
【参考】改善通知を受けた施設が提出する虐待状況の改善報告書(例)	68
【参考】改善通知を受け、改善した内容について(例)	69
【参考】県へ提出する高齢者虐待の報告書(例)	70
養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)	71

1 高齢者虐待防止法とその目的、実施主体

平成 18 年 4 月 1 日に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行されました。この法律は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、そして虐待をおこなった養護者の支援を目的としています。

【虐待防止対応の実施主体】

ア 養護者による高齢者虐待の場合・・・高齢者の居所のある市町村が実施

イ 養介護施設従事者等による虐待の場合・・・養介護施設等の所在地の市町村が実施

※施設入所する高齢者が住民票を移していない場合や、介護保険法の住所地特例等により、保険者が別市町村の場合であっても、施設所在地の市町村が実施する。

なお、対応については、該当する高齢者に関する基本情報を有する「保険者である市町村」と「調査を行う市町村」との間で、速やかな情報共有と適切な連携が必要となる。

※高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合

高齢者が入所している養介護施設等の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合、通報等がどちらの市町村に寄せられるかは予測できない。上記のとおり、虐待調査等の対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行うことになるが、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には、速やかに養介護施設所在地の市町村に情報を引き継ぐようにする。

その際、必要な情報を通報者等から確認し、その他高齢者に関する基本情報とあわせて養介護施設等が所在する市町村へ情報提供を行い、関係する市町村間での適切な連携をとる。

2 「高齢者」のとらえ方

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65 歳以上の者」と定義しています。（第 2 条第 1 項）本マニュアルでもこの定義に従います。

【「65 歳未満の者」に対する虐待の場合】

高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には 65 歳未満の者には法は適用されないこととなります。しかし、現実には 65 歳未満の者に対する虐待も生じており、保護すべき必要があるという点においては変わりません。

従って、65 歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り「高齢者」に準じて、対応することが重要です。

※なお、障害者虐待防止法が成立したことに伴い平成 24 年 10 月 1 日より高齢者虐待防止法の一部が適用され、養介護施設・事業所を利用する 65 歳未満の障がい者については高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されることになりました。

3 養護者による高齢者虐待

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のものをいう。」と定めています。

「現に養護する」という文言上、「養護者」は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。具体的な行為としては、金銭の管理、食事や介護などの世話など、高齢者の生活に必要な行為を管理したり、提供していることが「現に養護する」に該当すると考えられます。

また、養護者は必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられます。

【現に養護していない者による虐待の場合】

現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等）具体的な事実即して適切に判断する必要があります。

また、「現に養護する」養護者が、同居人による高齢者への身体的・心理的・性的虐待等を放置した場合には「養護を著しく怠ること」にあたり高齢者虐待として規定しています。

なお、養護・被養護の関係にない虐待事案であっても、高齢者虐待防止法に準じた対応による権利擁護の支援を行います。他に、同様に支援することが想定されるケースとしては、自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンス、養護・被養護の関係が明らかでない高齢者への虐待、セルフ・ネグレクトなどが高齢者虐待に準じた対応による権利擁護支援が必要だと考えられます。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事している者から受ける虐待になります。

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等への研修や利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講じなければならないと定められています。（第20条）

虐待が疑われるケースを発見した場合は市または地域包括支援センターに通報しなければなりません。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・特定施設入居者生活介護 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

なお、有料老人ホーム等の届け出の有無に関わらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当するものであれば、そ

ここで業務に従事する者は「養介護施設従事者」に該当します。

対象となる施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合は「養護者による高齢者虐待」として対応します。養介護施設・事業所による法定外のサービス（自費のショートステイなど）での虐待は、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」として対応します。

5 高齢者虐待の分類・定義

高齢者虐待とは、意図的であるか、非意図的であるかを問わず、高齢者の心身に傷を負わせたり基本的人権を侵害したりする行為のことをいいます。

(1) 分類

高齢者虐待防止法では、以下の5つに分類しています。

虐待の分類	定義と具体的例
身体的虐待	<p>暴力行為などで身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <p>《 具体例 》</p> <p>平手打ちをする・つねる・殴る・蹴る／身体を拘束・抑制する／無理やり食事を口に入れる</p>
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的、情緒的に苦痛を与えること</p> <p>《 具体例 》</p> <p>排泄の失敗等を嘲笑する／怒鳴る・罵る・悪口を言う／意図的に無視する／言葉による言動の抑制（スピーチ・ロック）</p>
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	<p>意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄または放任し、結果として高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること</p> <p>《 具体例 》</p> <p>入浴させずに異臭がする／水分や食事を十分に与えない／必要とする介護・医療サービスを制限したり使わせない／必要なセンサーの電源を切る／同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する※</p> <p>※例）孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為等を放置する</p>
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要</p> <p>《 具体例 》</p> <p>排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する／キス・性器への接触</p>
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>《 具体例 》</p> <p>日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない／本人の自宅等を本人に無断で売却する／年金や預貯金を、本人の意思や利益に反して使用する／入院や受診、介護保険サービス等に必要な費用を支払わない</p>

セルフ・ネグレクトは、法に記載されていませんが、法に準じた権利擁護支援が必要とされています。

虐待の分類	定義と具体的例
セルフ・ネグレクト (自己放任)	自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に自ら追い込むこと 《 具体例 》 脱水症状・栄養不足／危機的、非安全な生活水準／不衛生な住居

(2) 身体拘束

安易な身体拘束も虐待になります。

介護保険施設では、緊急時のやむを得ない場合を除き、「身体拘束」が禁止されています。家庭における「身体拘束」も高齢者に与える悪い影響は施設と同じです。しかし、家庭の介護力には限界があり、拘束せずに介護を続けるためには介護サービス事業者や地域の適切な支援が、必要不可欠となります。

けがの予防や認知症の行動障害の防止策と思われがちな身体拘束ですが、問題となっている行動の目的や意味が理解されず、適切な介護や支援が行われなことで、高齢者本人の状態はむしろ悪化し、心身に重大な影響が生じることが明らかになっています。

緊急時のやむを得ない場合とは、以下の3要件を全て満たすことが決められています。

また、この緊急時のやむを得ない場合とは、あくまでも例外的な緊急対応措置であると捉える必要があります。

○身体拘束の例

- ・ ベッドなど家具に手足または体幹を縛りつける
- ・ 物をつかめないようにミトン（手袋）をつける
- ・ 部屋に閉じ込める

(3) やむを得ない場合の3要件

緊急時のやむを得ない3要件は、次のとおりです。

- 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

6 高齢者虐待対応の基本的な考え方

(1) 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待において、意図的に悪意を持って高齢者を虐待しているケースは少なく、その多くは養護者の介護力不足や認知症高齢者の心身状況に関する知識不足などの要因が相まって、不適切な介護や虐待につながっていくこととなります。

【高齢者の条件】

- ・ 過去からの人間関係の悪さ
- ・ 力が弱い（虚弱）
- ・ 性格の偏り（コミュニケーションに支障）
- ・ 認知症の発症、悪化

- ・要介護状態、ADL低下
- ・在宅生活への強い固執
- ・収入が少ない

- ・疾病・障がい、精神的不安定
- ・判断能力の低下
- ・借金や浪費癖

【養護者の条件】

- ・過去からの人間関係の悪さ
- ・介護知識や認知症への理解の不足
- ・介護負担による心身のストレス
- ・就労や遠方居住による介護力不足
- ・相談者がいない

- ・性格の偏り、衝動性
- ・疾病、障がい、精神的不安定
- ・収入不安定、無職
- ・借金や浪費癖
- ・親族からの孤立

【その他の問題】

- ・家族関係、親族関係の悪さ、無関心、孤立
- ・サービス利用にお金がかかる
- ・近隣、社会からの孤立
- ・家族の力関係の変化（世帯主の死亡など）

- ・人通りの少ない環境
- ・暴力の世代間連鎖
- ・家屋の老朽化、不衛生

(2) 高齢者虐待対応の考え方

①高齢者虐待対応の必要性

高齢者虐待対応の目的は、「高齢者の権利擁護」とされ、虐待が起きている背景・要因を理解し、虐待を一刻も早く解消して高齢者の安全・安心な生活を構築することにあります。また、虐待と明確に判断できない場合であっても、養護者などの不適切な関わりによって、高齢者の生活に支障がでている場合には、何らかの支援を行うことで改善を図ることが大切になります。

②虐待しているという「自覚」は問わない

行為を行っている人が虐待であると自覚していなくても、その行為の結果として高齢者本人の権利を侵害している状態であれば、高齢者虐待とみなし、何らかの支援を行う必要があります。

家族としては、一生懸命に介護をしても正しい介護方法が分からなかったり、自身の心身の状況等から介護の方法が不適切なため、結果として虐待の状態を招いてしまっているということがあります。

例) 高齢者本人の怪我を防止する目的で、身体をイスやベッド等に固定し必要以上に行動を制限すること等

③高齢者本人の「自覚」は問わない

本人に虐待されているという自覚がなくても、客観的にみて権利が侵害された状態に置かれている場合には、高齢者虐待とみなして、必要な介入や支援の対象と考えるべきです。

養護されている人の心理として、家族や親族をかばう等の気持ちから、不当な扱いを

受けていても虐待と認めない場合があります。また、長年の家族関係の中で虐待にあたるほどの不適切な扱いを受けていても、日常的であり、あきらめている場合もあります。

④家族への支援の視点

高齢者虐待は、背景に長期にわたる人間関係がある場合があります、その要因は複雑です。養護者を加害者として行為を責めるのではなく、その行為の原因や家族の背景を探り抱えている問題が解消されるよう支援していく事が重要です。

7 関係機関に期待される役割

高齢者虐待は、複雑な問題を重層的に抱えている家庭で起きやすい事から、1つの機関で対応できない事案が多くあります。地域の各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応する事が重要です。

養介護施設、医療機関、保健所等高齢者の医療・保健・福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、職務上関係のある者は高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに高齢者の保護のための施策への協力が必要です。関係機関ごとに期待される主な役割の内容を例示すると次のようになります。

◎地域包括支援センター

横手市では、高齢者虐待のうち養護者等による虐待に関連する事については、地域包括支援センターで集約します。

通報や届け出を受けた時は、虐待を受けている高齢者の安全確認、事実確認の調査を速やかに行い、虐待が確認された場合には、高齢者が安全、安心な生活が再構築できるよう関係機関と連携して対応します。

また、高齢者虐待の早期発見や防止に向けて、市民や関係機関に対する啓発や研修等の開催も重要な役割として主催します。

- ◆相談・通報・届け出の受付
- ◆関係機関からの情報収集・事実確認
- ◆関係機関・団体等との対応協議
- ◆立ち入り調査（警察署への援助要請「高齢者虐待防止法 第11条の規定による」）
- ◆高齢者虐待の早期発見や防止に関する啓発活動

◎まるごと福祉課

高齢者虐待の通報、届け出を受理します。

また、養介護施設従事者等による虐待については通報に基づき、虐待を受けている高齢者の安全確認、事実確認を地域包括支援センターと連携して実施し、関係機関、団体等と対応について協議します。また、高齢者が危険な状況にある場合は、老人福祉法に基づいて職権により施設への入所や在宅サービスを提供する措置を行います。

地域包括支援センターと連携し、高齢者に関する相談体制の整備や各種ケース援助のためのシステムづくりを行い、機能を果たすよう実行や支援を行います。

- ◆相談・通報・届け出の受付
- ◆関係機関からの情報収集・事実確認

- ◆関係機関・団体等との対応協議
- ◆立ち入り調査（警察署への援助要請「高齢者虐待防止法 第11条の規定による」）
- ◆職権による施設入所・在宅サービス提供などの措置

◎各地域局

各市民サービス課は、健康相談、健康教育、健康診査等、地域住民の健康増進の活動を通して、高齢者虐待等の速やかな発見に努めるとともに、相談窓口としての役割を担っています。

地域包括支援センターと連携し、専門性を活かした訪問調査、相談の実施を行います。また、虐待対応の終結後、地域で安心した生活を送れるよう地域住民と協力した見守り体制を整えます。

- ◆地域包括支援センター等との連携・相談・通報
- ◆関係機関や民生委員、近隣住民からの情報収集
- ◆地域包括支援センターと連携しての事実確認
- ◆虐待終結ケースの見守り

◎社会福祉協議会

地域の相談窓口として様々な機関や市民からの相談を受けます。虐待や気になる高齢者を発見した場合、地域包括支援センター等に相談・通報等の連絡調整を行います。

また、虐待対応の終結後、地域で安心した生活を送れるよう地域住民と協力した見守り体制の構築に機能を発揮します。

- ◆地域包括支援センター等へ相談・通報
- ◆関係機関や民生委員、近隣住民からの情報収集
- ◆生活相談・困窮者世帯への支援
- ◆虐待終結ケースの見守り

◎在宅介護支援センター

地域包括支援センターのランチ（出先機関）として位置付けられています。

在宅の高齢者やその家族に対し総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスを総合的に利用できるよう調整します。

旧市町村毎に設置されており、地域に密着した関わりが期待されます。虐待や気になる高齢者を発見した場合、地域包括支援センター等に通報・調整します。

- ◆地域包括支援センター等へ相談・通報
- ◆関係機関や民生委員、近隣住民からの情報収集
- ◆生活相談・困窮者世帯への支援
- ◆虐待終結ケースの見守り

◎介護支援専門員

介護保険サービス利用者宅への訪問や家族からの相談、サービス提供事業者からの報告等により、高齢者虐待を発見する早期発見者としての役割が期待されます。虐待（疑いも含む）のケースを発見した場合は、家族の介護負担の軽減や介護保険サービスの調

整等を行います。

本人や家族がサービス提供を拒否したり、在宅サービスの提供のみでは、高齢者虐待の改善が見込まれない困難ケースは、地域包括支援センター等に相談・調整します。

- ◆虐待が疑われる場合は、地域包括支援センター等へ相談・通報
- ◆本人の言動や介護者の状況で気になる点があれば、地域包括支援センター等に報告
- ◆怪我や痣等を発見した場合、記録や写真等による情報収集と提供

◎介護保険サービス提供事業者

介護サービス提供時、注意深く本人や家族の状況を観察し、虐待（疑いも含む）のケースを発見した場合、介護支援専門員への報告と地域包括支援センターへの情報提供が期待されます。

- ◆虐待が疑われる場合は、地域包括支援センター等へ相談・通報
- ◆本人の言動や介護者の状況で気になる点があれば、介護支援専門員に報告
- ◆怪我や痣等を発見した場合、記録や写真等による情報収集と提供

◎医療機関

診療を通じて高齢者の不審な怪我や痣等の状況を把握できるほか、家族・養護者の様子や変化等を発見できる機会がありますので、早期発見が期待されます。

他機関の働きかけは拒んでも医師の指導は受け入れやすいという傾向もあります。サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかける等の役割が期待されます。

- ◆怪我や痣の全身状態の観察
- ◆虐待が疑われる場合、地域包括支援センター等に相談・通報
- ◆緊急時は、警察に通報
- ◆サービス利用等について、高齢者や養護者に働きかけ

◎民生児童委員

地域住民の生活状況を把握し、安心して暮らせるよう各相談に応じ支援を行っています。地域における虐待の早期発見・通報、高齢者世帯の実態把握、見守り等の役割が期待されます。具体的には、高齢者等から直接相談を受けるほか、身近な情報をキャッチし、相談窓口への相談や通報を行います。また、地域包括支援センター等の職員が事実確認等で家庭訪問する際に同行して訪問活動が円滑にできるよう支援したり、安否確認や見守り活動を行うことなども重要な役割となります。

- ◆高齢者世帯の実態把握（民生児童委員手帳の高齢者世帯票による記録の作成など）
- ◆地域住民からの情報収集
- ◆虐待が疑われる場合、地域包括支援センター等に相談・通報
- ◆虐待終結ケースの見守り
- ◆記録の作成など（民生児童委員手帳の高齢者世帯票の記入など）

◎警察

地域での生活安全に関する相談などを受け、地域での見守りや安全の見守りを行います。

す。また、市町村が立入調査をする際、市の援助要請を受けて、地域包括支援センター等職員との同行訪問を行います。

警察が高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、警察の生活安全課から地域包括支援センターに通報票が届きます。

- ◆被虐待者の保護
- ◆虐待の制止
- ◆立入り
- ◆虐待者の逮捕

◎地域住民

地域で暮らしていく中で異変に気付いた時は、高齢者虐待発見チェックリストを参考として、虐待であるかどうかの確信がもてなくても市や地域包括支援センターに相談・通報します。また、虐待対応が終結した場合でも見守りが必要な世帯には、見守りチームの一員として期待されます。

- ◆気になる高齢者の情報や虐待が疑われる場合は、市や地域包括支援センターへの相談、通報
- ◆虐待終結後のケース見守りや声かけ等

8 個人情報の取扱いについて

令和5年4月1日施行の「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」改正法（以下、同法）により、個人情報保護に関する地方自治体の規律は、同法第5章によって統一されることとなりました。

同法第27条第1項第1号および第61条第1項等の規定に基づき、関係機関等は当該高齢者等の個人情報を提供することが可能です。また、行政機関、地域包括支援センター等は高齢者虐待対応に関する事実確認、ケース会議等の業務を遂行するために、その個人情報について、利用目的をできるだけ特定しながら保有することが認められています。

さらに、行政機関、地域包括支援センター等も同法第69条の規定に基づきながら、関係機関に情報提供等することが可能です。

《個人情報の保護に関する法律》改正法（令和5年4月1日施行）

<抜粋>

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（略）

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数の項目にあてはまると、疑いの可能性はより濃くなってきます。これらはあくまでも例示となります。この他にも「サイン」があることを認識してください。

<p>●身体的虐待のサイン</p>	<p>●心理的虐待のサイン</p>
<p><input type="checkbox"/> 身体に小さなキズが頻繁にみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 回復状態が様々な段階のキズ、アザ等がある</p> <p><input type="checkbox"/> 頭、顔、頭皮等にキズがある</p> <p><input type="checkbox"/> 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷痕がある</p> <p><input type="checkbox"/> 急におびえたり、恐ろしがったりする</p> <p><input type="checkbox"/> 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある</p> <p><input type="checkbox"/> キズやアザの説明のつじつまが合わない</p> <p><input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する</p> <p><input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない</p>	<p><input type="checkbox"/> かきむしり、噛みつき、揺すり等がみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える</p> <p><input type="checkbox"/> 身体を萎縮させる</p> <p><input type="checkbox"/> おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒否）がみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 自傷行為がみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる</p> <p><input type="checkbox"/> 体重が不自然に増えたり、減ったりする</p>
<p>●性的虐待のサイン</p>	<p>●経済的虐待のサイン</p>
<p><input type="checkbox"/> 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる</p> <p><input type="checkbox"/> 肛門や性器からの出血やキズがみられる</p> <p><input type="checkbox"/> 生殖器の痛み、かゆみを訴える</p> <p><input type="checkbox"/> 急におびえたり、怖がったりする</p> <p><input type="checkbox"/> ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える</p> <p><input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する</p> <p><input type="checkbox"/> 睡眠障がいがある</p> <p><input type="checkbox"/> 通常的生活行動に不自然な変化がみられる</p>	<p><input type="checkbox"/> 年金や財産収入があるのに、お金がないと訴える</p> <p><input type="checkbox"/> 居住部屋、住居が極めて不衛生的になっている。また、異臭を放っている</p> <p><input type="checkbox"/> 自由に使えるお金がないと訴える</p> <p><input type="checkbox"/> 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない</p> <p><input type="checkbox"/> 経済的に困っていないのに、サービスの利用料や生活費の支払いができない</p> <p><input type="checkbox"/> 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しい</p> <p><input type="checkbox"/> 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が盗られたと訴える</p>
<p>●ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン</p>	<p>●セルフネグレクト（自己放任）のサイン</p>
<p><input type="checkbox"/> 部屋に衣類やおむつ類が散乱している</p> <p><input type="checkbox"/> 寝具や衣類が汚れたままの場合が多い</p> <p><input type="checkbox"/> 汚れたままの下着を身につけるようになる</p> <p><input type="checkbox"/> かなりの褥瘡ができています</p> <p><input type="checkbox"/> 身体からかなりの異臭がするようになってきている</p>	<p><input type="checkbox"/> 昼間でも雨戸が閉まっている</p> <p><input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している</p> <p><input type="checkbox"/> 配食サービス等の食事がとられていない</p> <p><input type="checkbox"/> 薬や届けた物が放置されている</p> <p><input type="checkbox"/> ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心に</p>

<input type="checkbox"/> 適度な食事を準備されていない <input type="checkbox"/> 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている <input type="checkbox"/> 栄養失調の状態にある <input type="checkbox"/> 疾患の症状が明白にも関わらず、医師の診断を受けていない	<p>なる</p> <input type="checkbox"/> 何を聞いても「いいよ」と言って遠慮し、あきらめの態度がみられる <input type="checkbox"/> 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭、虫が湧いている状態である
<p>●養護者の態度にみられるサイン</p>	<p>●高齢者のリスク要因</p>
<input type="checkbox"/> 介護疲れが激しい <input type="checkbox"/> 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる <input type="checkbox"/> 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる <input type="checkbox"/> 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる <input type="checkbox"/> 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する <input type="checkbox"/> 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする <input type="checkbox"/> 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしめない <input type="checkbox"/> 保健、福祉の担当者とう会うのを嫌うようになる <input type="checkbox"/> 自宅から高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられるような音が聞こえる <input type="checkbox"/> 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している <input type="checkbox"/> 郵便受けや玄関先等が手紙や新聞でたまっていたり、電気メーターがまわっていない <input type="checkbox"/> 気候や天気が悪くても高齢者が、長時間外にいる姿がしばしばみられる <input type="checkbox"/> 近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる <input type="checkbox"/> 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる	<input type="checkbox"/> 日常生活において介護が必要 <input type="checkbox"/> 判断能力に衰えがあり、日常生活に支障があるため介護を要する <input type="checkbox"/> 難聴などによりコミュニケーションがとりにくい <input type="checkbox"/> 精神的に依存度が強い <input type="checkbox"/> 家族や介護者に経済的に依存している <input type="checkbox"/> 自己主張が強い（頑固・わがまま） <input type="checkbox"/> 介護者に対する感謝の気持ちを表さない <input type="checkbox"/> 過去に介護者と家族との確執があった
	<p>●養護者等のリスク要因</p> <input type="checkbox"/> 年齢や病気、身体的障害等により自分のことで精一杯 <input type="checkbox"/> 判断力が十分ではない <input type="checkbox"/> 性格に問題がある <input type="checkbox"/> 介護疲れ（身体的・精神的）がある <input type="checkbox"/> 介護や認知症に関して正しい知識をもっていない <input type="checkbox"/> 相談相手、介護協力者がいない <input type="checkbox"/> 介護サービスを利用することに抵抗がある
	<p>●家族の状態によるリスク要因</p> <input type="checkbox"/> 家族間のこれまでの人間関係が良くない <input type="checkbox"/> 複雑な家族構成である <input type="checkbox"/> 被虐待者以外に介護・世話の必要な家族がいる <input type="checkbox"/> 経済的な問題を抱えている <input type="checkbox"/> 介護や認知症に対して正しい知識をもっていない。無関心である <input type="checkbox"/> キーパーソンがいない <input type="checkbox"/> 家庭内において、暴力が当たり前のよう理解されている

9 養護者による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法では、高齢者の虐待防止及び適切な支援、虐待を行っている養護者に対する支援について、市が第一義的に責任を持つことを規定しています。

地域包括支援センター等は、高齢者や養護者の情報を「アセスメント要約票」（様式4）に記録し、虐待通報を受けた市は、虐待対応が終結するまで、地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関と連携を図りながら対応します。

相談、指導及び助言（高齢者虐待防止法第6条）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

養護者による高齢者虐待に係る通報等（高齢者虐待防止法第7条）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

(1) 相談・通報・届出

高齢者虐待に関する相談は、本人・家族・地域住民の他、様々な機関から寄せられます。その際、必ずしも「虐待」という言葉が用いられずに相談が持ち込まれる事も多くあります。

相談を受けた地域包括支援センター、市まるごと福祉課、地域局、その他市の関連部署等（以下「地域包括支援センター等」という。）は、転送することなく取り急ぎ「高齢者虐待相談受付票」（様式1）により、虐待の状況、家族関係などの最低限度の情報を聞き取ります。

明確な情報を得るために、通報者に、地域包括支援センター等には守秘義務があることや通報者を保護すること伝え、あいまいな表現はできるだけ避ける事に留意します。

- ・誰がいつ、どこで、どのように、どうしたか（見たのか、聞いたのか）
- ・本人の氏名、居住地、心身の状況
- ・高齢者と養護者の関係
- ・介護保険サービスの利用状況（担当ケアマネやサービス事業所の確認）
- ・通報者の情報（氏名、連絡先、高齢者や養護者との関係）

(2) 虐待対応への流れ

① 情報収集

相談を受けた地域包括支援センター等は、内容を部内に通知するとともに、市の関連部署等で収集できる情報（介護サービスの利用状況等）とケアマネジャー、サービ

ス事業所等からの情報を収集します。同時にセンターでは事実確認のための訪問調査をどのようにするか検討します。

②被虐待者（高齢者）の安全確認と事実確認

高齢者虐待に関する通報等を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他の事実確認のための措置を講ずる必要があります（第9条）。

【何時】 事例によっては直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられるので、事例にあった対応を図ることが必要です。また、このような対応は休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことを原則とします。

【誰が】 地域包括支援センターは、事実確認票（様式2）に記載し事実確認を速やかに実施します。事実確認の際は、原則として2名以上で訪問します。（人員構成は、状況に応じてまるごと福祉課、地域局、その他関係部署で構成します）

※多くの市町村では通報を受理した日に事実確認を開始し、翌日には虐待の有無を判断しています。

【どのように】 事実の確認は、以下の方法で行います。

○高齢者や養護者への訪問調査

高齢者虐待の事実の有無を判断すると同時に、高齢者の生命・身体の危険性、緊急性を判断する根拠となるのが、調査で収集した情報となります。

そのため、客観的かつ正確な情報が必要です。あらかじめ、虐待の事実を判断するために必要な情報を定めておき、事実確認調査等で情報を収集する際に、漏れがないようにすることも有効です。

ア) 虐待の種類や程度

イ) 虐待の事実と経過

高齢者虐待について「いつ」、「誰が」、「誰から」、「何を」、「どのような方法で」得られた情報かについて明確に記録し、「虐待が始まった時期」、「虐待の内容とその程度・頻度」、「発生している時間帯」を調査します。

ウ) 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握

緊急性を判断するうえで、高齢者の健康状態・身体の安全等に関する最新の情報が必要です。また、対応方法を検討するために、高齢者の要介護認定の有無、ADL、認知症状の有無や程度等の情報も必要です。

- ・安全確認・・・関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で高齢者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無についても通院医療機関介護サービス事業所等、関係機関との連携を図り確認する。
- ・精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、高齢者の様子を記録する。
- ・生活環境・・・高齢者が生活している居室等の生活環境を記録する。

エ) 養護者や同居人に関する情報の把握

養護者から高齢者に対する支援の状況や生活状況などを聴き取ります。場合によっては、養護者の行為を客観的な視点で判断する必要があります。

- ・年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど

○庁内関係部署及び関係機関[市町村内の他部局、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険サービス事業所、民生委員など]からの情報収集

オ) 高齢者と養護者等の関係の把握

- ・法的関係・・・戸籍謄本による法的関係、住民票による居所、同居家族の把握
- ・人間関係・・・高齢者と養護者・家族等の人間関係を全体的に把握

カ) 民生委員、保健センター、介護サービス事業者、医療機関等の関連部署機関からの情報収集

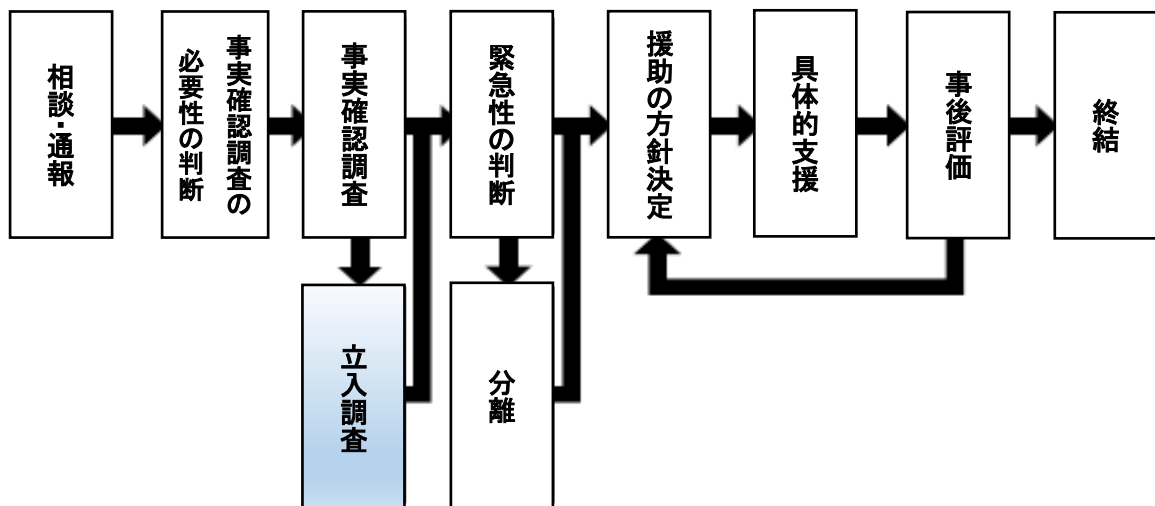
- ・これまでの生活状況、関係機関や諸制度の利用状況、通所・通院先での状況等

※なお、高齢者が重傷を負った場合や高齢者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合などや、過去に刑事事件の経過等が認められた場合には、所管する警察署との情報交換が必要となる場合も考えられます。

(3) 立入調査

○立入調査の概要と法的根拠

立入調査は、他の方法を用いても高齢者の生命・身体の安全が確認できない際に、市町村が権限として実施します。これは高齢者虐待防止法において法律上の規定として明記されており同時に警察署長への援助要請等も規定されています。



○立入調査の要否の判断

一般的に知人・親族・地域関係者等が仲介する形でコンタクトが得られると判断される場合は、その方法を優先する方が相手との摩擦が少なくより効果的です。しかし、それらの方法をとることが困難で養護者等に接近する手立てがなく、かつ当該高齢者の安否が気遣われるような場合には、立入調査権を行使するか否かの決断が必要となります。

ただし、立入調査には次頁のような制約もあることに注意します。

☆立入調査の注意点

- ①養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合は鍵や、ドアを壊して立ち入ることの強制的執行まで認めていない。
- ②正当な理由なく立入調査を拒否した養護者等は、高齢者虐待防止法により罰則規定が設けられているが、あくまで事後的な制裁である。

このような制約があることも十分踏まえた上で、立入調査の要否や方法、あるいは警察等の関係機関への援助依頼に対しては、状況に応じて慎重に判断します。

1. 立入調査の執行手順

立入調査には事前に周知な打ち合わせを行い、様々な事態を想定し、柔軟な対応が出来るよう役割分担を決めておく必要があります。予測される事態に備え、職員の複数対応や、当該高齢者の心身の状態によっては、保健師等の同行など、入院や一時保護の必要性を的確に診断することのできる体制を予め整えておきます。

立入調査に際して警察官の援助が必要と認められる場合には、援助を依頼し事前協議の上、該当する高齢者の安全の確認、必要な場合の速やかな一時保護（やむを得ない事由による措置）を考慮し、立入調査等を実施する必要があります。

2. 立入調査の対応及び判断

立入調査に際しては、身分証明書を携帯する必要があります（「証票」様式3）。

相手には「調査は法律に基づいた行政行為であること」を説明し、調査の目的や確認項目、立入調査の理由を冷静かつ誠意をもって説明することとなります。

立入調査の際の確認項目として、「養護者の態度」「当該高齢者の身体的な外傷や生命の危険の有無及びその程度」「生活環境（室内の様子を確認するため、極めて不衛生・乱雑であるなどの要因があれば写真の撮影など証拠資料としても有効。）」等から総合的に判断をするとともに、当該高齢者に保護の必要性が認められれば一時保護しなければならないことを伝え、保護に踏み切る必要があります。

3. 記録の作成と関係書類の整備

立入調査の執行に関しては、調査に至る経過や実施の決定、調査状況等の事実経過をまとめておく必要があります。

4. 立入調査における機関連携

1) 警察との連携と要請の法的根拠

警察との立入調査等の連携が円滑に行われるためには、日頃の関係づくりが重要となります。管轄の警察署に具体的事例の共有を図るなど、該当者等の状況を伝えておく必要があります。

高齢者虐待防止法第12条において、「市町村長は養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、立入及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し、援助を求めることができる」とされています。

この援助要請は、養護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合や現に当該高齢者が虐待されているおそれがある場合などであって、市町村長等だけでは職務執行を行うことが困難なため、警察官の援助を必要とする場合に求めることができます。

2) 警察への要請判断

当該高齢者の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ、虐待者の妨害や現に当該高齢者が虐待されているおそれがある場合などであって市町村長等のみでは立入調査が困難であると考えられる場合には、警察署長に対し援助を依頼することが必要です。

虐待者の暴力言動が激化し、機関内で対処することが困難と判断したら、速やかに警察に協力を求め対応することが望ましいと考えられます。

3) 警察への要請の方法と留意点

通報があった際の、通報内容の把握、被虐待状況の評価と緊急性の判断、関係機関への調査など当該高齢者の安否確認のための調査や、緊急時のやむを得ない事由による措置、立入調査等は、市町村の権限において実施する市の任務です。

警察官の任務は立入調査において、不測の事態に備えて市町村長等に同行し現場付近で待機するなどの側面的な援助を行うことが考えられますが、必要に応じて警察官職務執行法、刑事訴訟法等に基づき必要な措置を取ることとされています。

4) 立入調査におけるその他関係機関との連携

・福祉事務所生活保護担当

生活保護受給世帯の場合は、状況等を確認するなど、場合によっては同行を依頼します。

・民生児童委員

養護者等家族との関係性次第では、民生児童委員などとの連携も考えられます。

(4) 状況に応じた対応方法

①緊急性が高い場合の対応の方法

傷害事件等の可能性が高いと判断される場合には、情報を整理し、速やかに警察へ協力を依頼します。また、早急に医療的な処置が必要と判断される場合は、救急要請を行います。

なお、被虐待者の身柄の分離が必要と判断される場合は、移転先の施設を確保する等、安全な場所に一時保護します（居室の確保；高齢者虐待防止法第10条）。

「やむを得ない事由による措置」（老人福祉法第10条の4、11条第1項第2号）を適応するかどうかは、市町村の判断になります。

虐待を受けた高齢者の保護・分離について

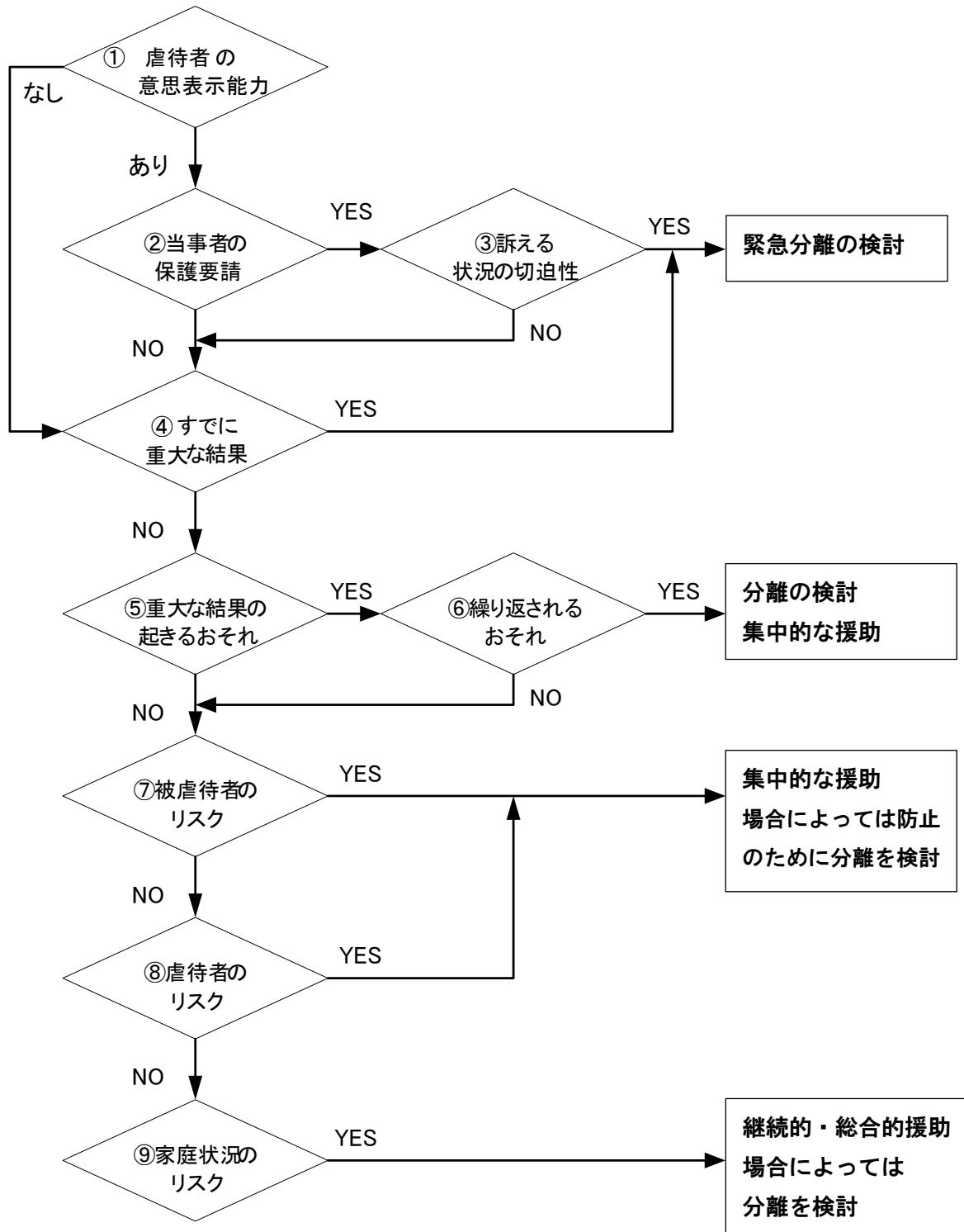
高齢者の生命や身体にかかわる危険性が高い場合は、養護者と高齢者本人を一時的に分離する必要があります。分離することで、高齢者の生命の安全の確保、養護者の精神的安定、支援者にとっては、サービス調整を行ったり、施設入所か在宅生活を継続するか等の方針を検討する時間をとることができるからです。

ただし、緊急保護を目的とする分離は一時的な避難の手段であることを認識し、長期的な視点にたって次の支援方針を決定します。

高齢者の状況が切迫し、放置しておく重大な結果を招くおそれがある場合等、高齢者の自己決定の尊重より「客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合もあります。その際には判断の根拠を明確にしておきます。

高齢者本人の今後についてどの方法が最適なのかを関係者で協議し、本人の希望を考慮して決定する事が重要です。

《一時保護の要否判断フロー図（例）》



分離・集中的援助要否判断の手順

- i ①が「あり」であって、②、③、④のいずれかに該当項目がある場合、緊急分離を検討
- ii ①が「なし」の場合、④である場合、緊急分離を検討
- iii ⑤と⑥に該当項目がある場合、防止の観点から分離を検討、もしくは集中的援助を実施
- iv ②から⑥には該当項目がないが、⑦と⑧のいずれかにある場合、リスク緩和のための集中的援助、場合によっては一時、分離検討
- v ⑨にのみ該当項目がある場合、家族全体への継続的・総合的援助が必要、場合によっては一時、分離を検討

【分離・保護の例】

対応手段	内 容
契約によるサービス利用	<ul style="list-style-type: none"> • 本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。 • ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていくなどの工夫が必要。
緊急一時保護	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村が特別養護老人ホームのベッド等を確保して実施する緊急一時保護事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。 • 自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。 • 自立している高齢者の女性が、夫から暴力を受けている等の場合は、女性相談センターの一時保護や民間シェルターも利用することができる。
やむを得ない事由による措置	<ul style="list-style-type: none"> • 老人福祉法に基づく市町村の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な 65 歳以上の高齢者について、市町村が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。 • 家族分離の効果があるサービスの種類としては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。
養護老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> • 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
軽費老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> • 老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設。
公営住宅入居	<ul style="list-style-type: none"> • 公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件だが、DV 等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められる。 • 高齢者の場合、介護保険サービス等を利用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能。
保護命令	<ul style="list-style-type: none"> • 配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）。

②介入が困難な場合や状況が適正に認識されていない場合の対応

本人や養護者がSOSを出さない場合や、状況が正しく認識されていないため、介入

が拒否されたり、適正な医療受診につながらない場合などがあります。

高齢者本人や家族の思い、また親族や近隣住民など調査時に入手した情報を活用するとともに、信頼関係のある者や支援者からの働きかけなど、多面的な対応を考慮します。

(5) 虐待の事実認定

① 虐待の事実認定の概要

市は、虐待の相談・通報に対し、事実確認のための調査等を実施し、虐待の事実の有無及び緊急性、深刻度、当面の対応方法を判断します。

虐待の事実認定は、以後の市の権限行使の根拠となるため、市としての判断が必要です。

ただし、虐待の認定がない高齢者であったとしても、必要な高齢者に対しては、支援を検討する必要があります。

★虐待の事実認定のポイント

- ・虐待の事実の有無は、養護者及び高齢者の虐待に対する自覚の有無は問わない。
- ・高齢者虐待防止法の条文、厚生労働省マニュアル、日本社会福祉士会手引き等にあてはまらない場合でも、高齢者の権利が侵害されていると判断できる場合は、「虐待」として広く捉える場合がある。
- ・虐待事実の有無は、組織的に判断し、判断根拠を記録として残す。

② ケース会議

○虐待の事実認定は、市が開催するケース会議で行います。

市として的高齢者虐待対応における意思決定を行う会議になります。

○ケース会議の出席者

会議の出席者は、市の地域包括支援センター管理職・職員、高齢者虐待担当部署の管理職・職員です。

地域包括支援センター(所長・管理者・担当者)、まるごと福祉課課長、まるごと福祉課担当係(係長・担当者)、地域局市民サービス課(課長・担当者)

検討する事例により、市の他部署(生活保護担当課、障がい福祉担当課、介護保険担当課等)の職員や、専門家(医師、弁護士、社会福祉士等)に助言を求めため、出席を依頼することもできます。なお、公平・中立性を保つため、介護保険事業者や民生委員に会議の同席を依頼することは望ましくありません。

また、個別ケースについて検討する場合においては、高齢者の具体的な支援の内容や役割分担を決定するため、福祉事務所長や市の上位関係者に出席を依頼し、情報提供や助言を求める場合があります。

虐待の事実認定とともに、緊急性及び深刻度の判断を行い、それにともない、市の権限行使のため、速やかに意思決定を行う必要がある場合もありますので、市の担当部署の管理職の出席が必要です。

○ケース会議の開催時期

会議は、事実確認調査で得られた情報や相談・通報内容に基づき、緊急性を判断し、緊急性が高いと判断される事例については、早急に開催します。

○資料の準備

地域包括支援センターは、高齢者や養護者の情報を「アセスメント要約票」（様式4）に記載し発生要因の整理や課題をまとめ、その資料を基に、虐待の有無と緊急性及び深刻度の判断を行い、当面の対応方針を検討します。

○検討内容

検討内容は、虐待の認定、緊急性及び深刻度の判断、対応方針の決定、要因・課題の整理、対応策の役割分担と期限の設定などです。虐待の事実認定は、責任をもって市が行います（様式5「高齢者虐待対応ケース会議 会議録・計画書」）。

i 虐待の事実認定

情報の内容により、虐待の事実の有無の判断を行う。

情報の内容	虐待の事実の有無の判断
<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の権利を侵害する事実の情報があった・ 虐待が疑われる事実の情報があった	虐待の事実を認定
<ul style="list-style-type: none">・ 一般的に考えられる事実調査を行ったが、高齢者の権利を侵害する事実の情報はない・ 虐待が疑われる事実の情報はない	虐待の事実はなかったと判断
<ul style="list-style-type: none">・ 事実確認調査を行ったが、情報が十分でなく、通報内容や権利を侵害する事実が確認できず、事実を判断することができない	事実確認調査等を継続し、後日再度会議を開催する

ii 緊急性の判断

虐待の事実が認定された場合、高齢者の生命・身体の危険性と緊急性を判断します。

iii 深刻度の判断

被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示します。虐待による被害の程度とともに、虐待行為の反復性や継続期間等も勘案し、虐待事案の早期発見ができているかどうか（発見までの時間、被害の程度）の評価を行うことを目的とします。

iv 当面の対応

緊急性及び深刻度を判断後、分離保護の必要性や他の支援の内容について検討します。

v 調査の継続（立入調査）の必要性、調査の内容

虐待の事実の有無を判断することができないとした場合、判断に必要な情報の内容を検討し、だれが、いつまでに調査を実施するのかを明確にし、次回の会議の日程を検討します。

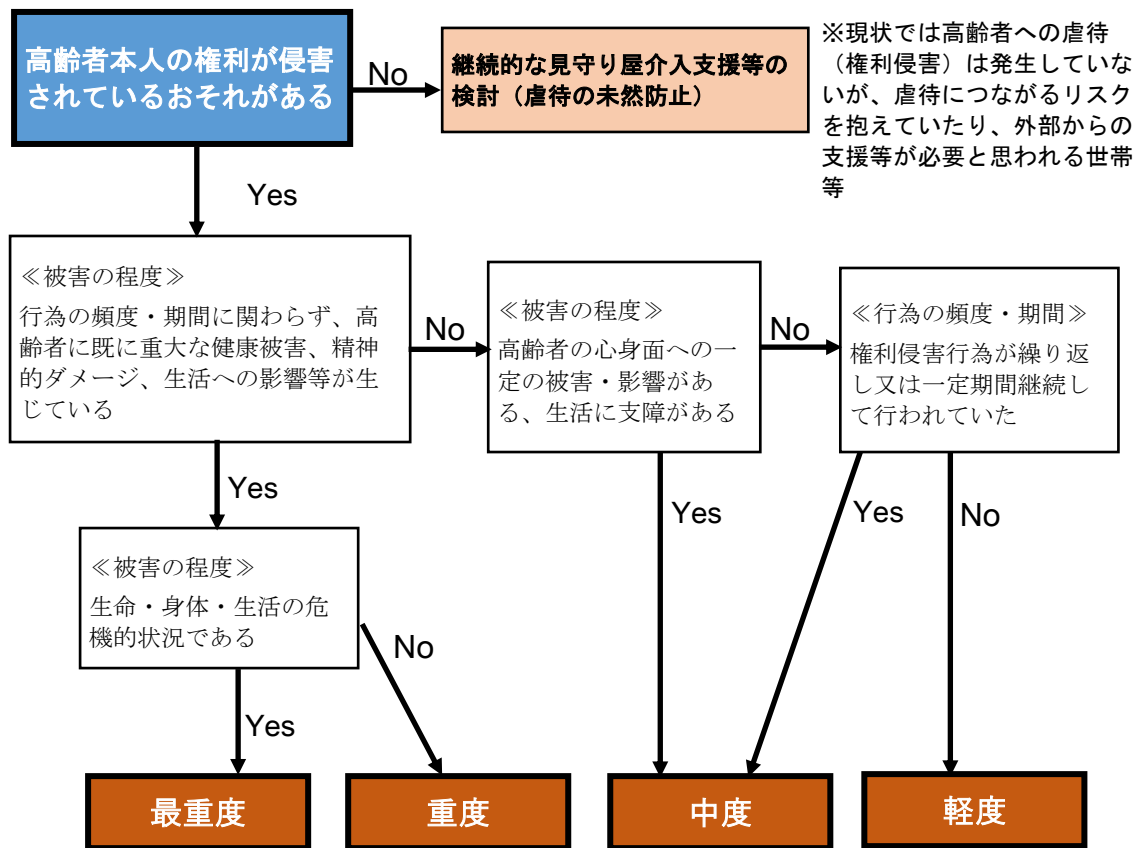
なお、虐待の事実が判断できない場合でも、想定される危険性を考慮し、必要に応じて、緊急時の対応や連絡先などについて、検討します。

vi 対応の役割分担

対応については、高齢者の支援と養護者の支援を誰がおこなうのか、また、より具体的な支援を検討するための会議に、誰の出席を求めるかなどについて検討します。また、対応に際し、想定される危険性とその対応などについて検討します。

《養護者による高齢者虐待における虐待の深刻度計測フロー》

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す下記4区分の指標です。虐待行為の反復性や継続期間等も勘案して判断します。これは、虐待事案の早期発見ができているかどうか（発見までの時間、被害の程度）の評価を行うことを目的としたものです。また、深刻度の判断は、相談・通報受理～事実確認後の段階で、複数名で行うことが適切です。



参考 《養護者による高齢者虐待における虐待の深刻度区分と考え方》

	最重度	重度以上	中度以上	軽度以上
区分の考え方	高齢者の生命が危険に晒されている、心身や生活が危機的状況にある	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身に一定の被害・影響や、生活面で支障が生じている	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体	生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首締め、揺さぶり、拘束、服薬等）	重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返し行われる	威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、戸外に放置等	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等	食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為（刃物等での脅し、自殺強要等）がある、高齢者本人から恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある
性的	望まない性行為、性感染症に至る、等	アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影、等	性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払が滞ったり、必要なお金が使えない、借金（負債）を背負われる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等	本人の了承なく、年金や預金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等を使われる等

【参考】ケース会議での協議の流れ

【事実確認の結果を基にした情報の整理】

- ・ 高齢者の安全（心身の状態や判断能力、生活状況等）の確認と整理
- ・ 虐待が疑われている事実や、高齢者の権利を侵害する時の有無の確認と整

【Ⅰ.虐待の有無の判断】

- ・ 虐待が疑われる事実が確認された場合
- ・ 高齢者の権利を侵害する事実等が確認された場合
⇒「虐待あり」と判断し、「Ⅱ.緊急性の判断」を行うとともに対応方針を決定する
「Ⅱ.緊急性の判断」へ
- ・ 虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合
⇒「虐待なし」と判断し、権利擁護対応等に移行
- ・ 収集した情報が十分でなく、虐待が疑われる事実や高齢者の権利を侵害する事実が確認できていないため、虐待の有無が判断できない場合
⇒期限を区切り、事実確認を継続

初回相談の内容から当該高齢者の生命や身体に危険があると考えられるが、介入拒否等に遭い、高齢者の安全確認ができない場合は、「立入調査の要否の検討」へ

【Ⅱ.緊急性及び深刻度の判断】

- ・ 高齢者が、重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により、入院や通院が必要な状態にある場合
- ・ 状況が切迫しており、高齢者や養護者から保護の訴えがある場合
- ・ 暴力や脅しが日常的に行われている場合
- ・ 今後重大な結果が生じる、または繰り返される可能性が高い場合
- ・ 虐待につながる家庭状況、リスク要因がある場合
⇒【緊急対応による分離保護の検討・実施】へ
- ・ 適切なサービスの導入によって、養護者の介護負担が軽減されることが明らかな場合
- ・ 高齢者の判断能力が低下しているため、適切な財産管理ができていない場合
(財産や資産が搾取されていて、同居継続により被害がさらに大きくなる恐れが高い)
- ・ 経済的に困窮していて、サービス等の活用ができていない場合
⇒【適切なサービス等の導入の検討】へ
- ・ さまざまな工夫をこらした上で、なおも高齢者の生命や、身体の安全を確保できない場合
⇒【立入調査の要否の検討】
- ・ 虐待事案の早期発見ができていないか評価するため、虐待被害の程度を判断します。

必要となる対応

- ・ 権利擁護対応(虐待を除く)に移行
- ・ 包括的、継続的ケアマネジメント支援に移行
- ・ 関係機関窓口への引継ぎ

【事実確認を継続】

- ・ 虐待の有無の判断が可能となる情報、その他高齢者や養護者に関する必要な情報を確認し、対応方針で情報収集の役割分担、期限、収集方法を定める

【緊急対応による分離保護の検討・実施】

- ・ 入院治療の必要性を検討する
- ・ 治療の必要性が高い場合、医療機関を受診し医師の指示を仰ぐ
- ・ 入院治療の必要性が低い場合、分離保護を検討する

【適切なサービス等の導入の検討】

- ・ 治療が必要にもかかわらず、医療機関を受診していない場合は、受信に向けた支援の実施
- ・ 介護保険サービスの利用可能の検討、または利用状況の確認
- ・ 成年後見制度または日常生活自立支援事業活用の検討
- ・ 生活保護の相談・申請、各種減免手続き等の検討

【立入調査の要否の検討】

- ・ さまざまな工夫をこらした上で、なおも高齢者の生命や、身体の安全を確保できない場合には、立入調査の要否を検討

○具体的対応の実施

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や放置すると重大な結果を招くおそれがある場合は、やむを得ない措置等を活用し迅速かつ積極的に分離保護の措置を講じます。

【緊急性が高いと判断できる状況】

- 1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・ 骨折、頭蓋内出血、重症の火傷などの深刻な状況
 - ・ 極端な栄養不良、脱水症状
 - ・ 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況
 - ・ 刃物、食器等を使った暴力や脅しがあり、エスカレートするおそれがある
- 2 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある
 - ・ 虐待を理由として本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
 - ・ 家族の間で虐待の連鎖が起っている
- 3 虐待が恒常化しており、改善の見込みがない
 - ・ 虐待が恒常的におこなわれているが、虐待の自覚や改善意欲がない
 - ・ 虐待者の人格や生活態度のかたよりによる社会不適応行動が強く、介入そのものが困難で改善が望めそうもない
- 4 虐待者本人が保護を求めている
 - ・ 高齢者本人が明確に保護を求めている

③事後評価（モニタリング）

ケース会議の検討結果と対応が決まったら、同時に対応状況の評価時期を設定します。評価の際には、高齢者・養護者への支援により虐待の状況が改善しているかどうかや、新たな問題の発生の有無等について確認し、その後の支援について報告・検討・調整します。

検討にあたっては、関係機関として21頁に記載した各関係機関から本人の情報を収集するなど、幅広い視点で状況を調べておきます。

このように援助の方針を決定し、具体的な援助を行い、事後評価する作業をくりかえして、状況の改善を図ります。

④終結

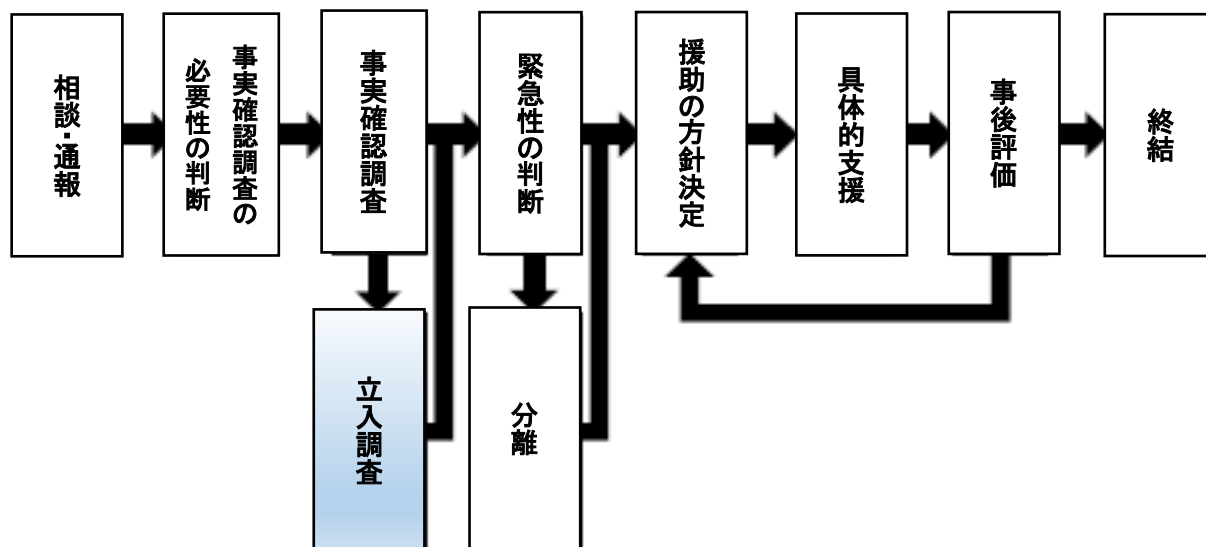
高齢者虐待の対応は、必ず終結を迎えなければなりません。

終結については、ケース会議のメンバーが、関係者・機関と連携を取り状況を把握しながら、客観的に評価し判断します。終結の判断には「虐待が解消されたこと」と「高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」を確認する必要があり、「高齢者虐待対応評価会議記録票」（様式6）に記載し評価します。

終結と判断された後は、総合相談支援または包括的・継続的ケアマネジメント支援として、支援を継続していきます。

(6) 「やむを得ない事由による措置」について

市は相談内容や事実確認によって、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図る必要があると判断した場合、老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護受諾者への養護委託）に基づき、やむをえない事由による措置を講じる場合があります。



やむを得ない事由による措置を実施するうえでのポイント

- 市町村が、高齢者虐待等の理由により、介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者を、介護サービスの利用につなげる
- 老人福祉法に基づく介護サービスに限り、介護サービスを利用することができる。
- 高齢者の身体の安全を優先として、措置を検討する。
- 本人の同意があれば、養護者が反対していても、措置することができる。

① 「やむを得ない事由による措置」とは

サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などにおいて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。

高齢者虐待防止法 第9条2（通報を受けた場合の措置）

市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条の第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというもので、利用できるサービスは以下のとおりです。

- | | | |
|------------------------------------|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 訪問介護・通所介護 | <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 | <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム |
| <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 | <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | |

老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に規定されています（特別養護老人ホームを除く）。

- | |
|--|
| <p>①65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合</p> <p>（※）政令に定める「やむを得ない事由」とは事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。</p> <p>②65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者とその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合（※平成18年に老人福祉法施行令を改正）</p> |
|--|

高齢者虐待のケースでは、次頁アに該当するケースとして措置が行われることが中心であると考えられますが、次のイの規定を追加したことにより、老人福祉法に基づく措置は、要介護者又は要介護認定を受けうる者のみならず、例えば、高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしてはいるものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には適用できることを明確にしました。なお、政令に委任していない特別養護老人ホームへの措置についても同趣旨であると解されます。

②「やむを得ない事由による措置」の適切な運用

以下の項目に配慮して適切に運用することが求められています。

- 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行う。
- 措置の際、虐待者の同意は必要とせず、措置先は虐待者に伝える必要は無い。
- 本人の同意は事実上必要だが、判断能力が不十分な場合は措置が可能である。
- 本人が費用負担できない場合でも措置が可能である。

「やむを得ない事由」の例としては、次のことが想定されます。

- 高齢者本人が家族等の虐待または無視を受け、安全な生活が著しく困難な状況であると判断される場合
 - 認知症やその他の疾病等の理由により、高齢者本人の意志決定能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がないもしくは支援を受けられない場合
- 上記による虐待が認められる状況につき、介護保険サービスを受けられない高齢者に対しては、以下のサービスが提供できます。
- 介護保険法に規定する居宅サービス
 - 特別養護老人ホームへの入所
 - その他必要な便宜を供与すること

※要介護認定がされていない場合については、一旦の保護を優先し、その間に要介護認定を実施します。同時に成年後見制度等の手続きを行い、介護サービスの契約を行います。

③手続き上の留意点

ア) やむを得ない事由による措置の判断について

やむを得ない事由による措置を実施するかどうかは、調査等による高齢者自身の状況や養護者等へのアプローチにより総合的に判断する必要があります。実施判断については、ケース会議等を通じた決定や、外部との連携も含めて客観的な判断をする必要があります。担当者個人の判断ではなく、組織として対応することになります。

また、特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護認定審査会における要介護認定を基本とし、「入所判定委員会」に置き換えることができることとされています。やむを得ない事由による措置の実施判断から入所決定に至る場合は、経過について、できる限り詳細な記録を残しておきます。

イ) やむを得ない事由による措置の種類

○養護老人ホームへの入所措置（老人福祉法第11条第1項第1号）

介護認定の有無や要介護度は直接関係ありません。措置入所には、A「環境上の理由（健康状態、家族や住居の状況など在宅において生活することが困難であること）」とB「経済的理由（生活保護世帯、非課税世帯など経済的に困窮していること）」の両方に該当する必要があります。

○やむを得ない事由による措置（老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号）

やむを得ない事由により、契約によって必要な介護サービスの提供を受けることができない高齢者に対して、市長が職権で介護サービスの利用に結びつける制度です。

※横手市福祉事務所長に対する事務委任の規定

これら「やむを得ない事由による措置」については、横手市福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（平成24年4月1日横手市規則第17条）が定められている。

第6条「地方自治法に基づく委任事務に関する定め」第1項第24号から第28の規定により、老人福祉法第5条の4、老人福祉法第10条の4第1項、老人福祉法第11条、の規定は横手市福祉事務所長に事務委任されている。

ウ) やむを得ない事由による措置の実施手続き

市は「やむを得ない事由」によって契約による介護サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、職権により施設入所等の介護サービスの利用に結び付けることができます。

実施の判断は、まるごと福祉課管理職が出席するケース会議で行います。

エ) やむを得ない事由による措置の実施主体について

老人福祉法第5条の4の規定により、65歳以上の者（65歳未満の者が必要があると認められるものを含む）又はその養護者に対する福祉の措置は、居住地の市町村が行うものとされており、A市に居住はしているが、住民票はA市にない場合においても、住民票の有無に関係なく、A市がやむを得ない事由による措置を行うこととなります。その後、A市が転入届を受け、又は職権により本人の住民票を作成し、要介護認定を行い、契約による介護保険サービスの利用へと切り替えることとなります。

居 住 地		実 施 者
居住地のある高齢者		居住地を管轄する市町村
居住地がない又は居住地が不明な高齢者		現在の所在地を管轄する市町村
老人福祉法第11条による措置により養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所している高齢者	入所前に居住地のある高齢者	入所前の居住地の市町村
	入所前に居住地がない又は居住地が不明な高齢者	入所前の所在地の市町村
上記施設を除く社会福祉施設又は病院等に入院していた高齢者で、入所前に居住地がない又は居住地が不明な高齢者もしくは入所後に帰来先がない高齢者		当該施設の所在地の市町村

オ) やむを得ない事由による措置の費用負担について

やむを得ない事由による措置の費用は、各市町村の要綱、要領や施行細則等により、老人福祉法による措置に関する取り決めがありますので、それらを確認したうえで対応します。

状 況		支払い対象
要介護認定が間に合わず介護保険を利用した場合		市町村全額（介護保険法に移行する間）
介護保険を利用した場合		介護保険7～9割＋市町村 （利用者には負担能力に応じて徴収）
生活保護世帯の場合	介護保険利用	介護保険9割＋市町村
	介護保険外	市町村全額
要介護認定について、介護保険の対象外だった場合		市町村全額 ※やむを得ない措置に該当しないため

なお、措置に関する介護費は、要介護認定の結果に基づき、要介護度に応じた介護報酬の利用者負担相当を除く部分は介護保険給付が行われます。

また、利用者負担相当分について、高額介護サービス費の適用後、本人の負担能力を考慮したうえで、本人に請求します。

○介護保険を利用できる場合

一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担	保険給付
	1～3割	7～9割
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担 + 措置費 = 1～3割	
	高額介護サービス費適用後本人負担分	保険給付 7～9割
生活保護相当の場合	※本人負担なし	
	措置費	保険給付 9割

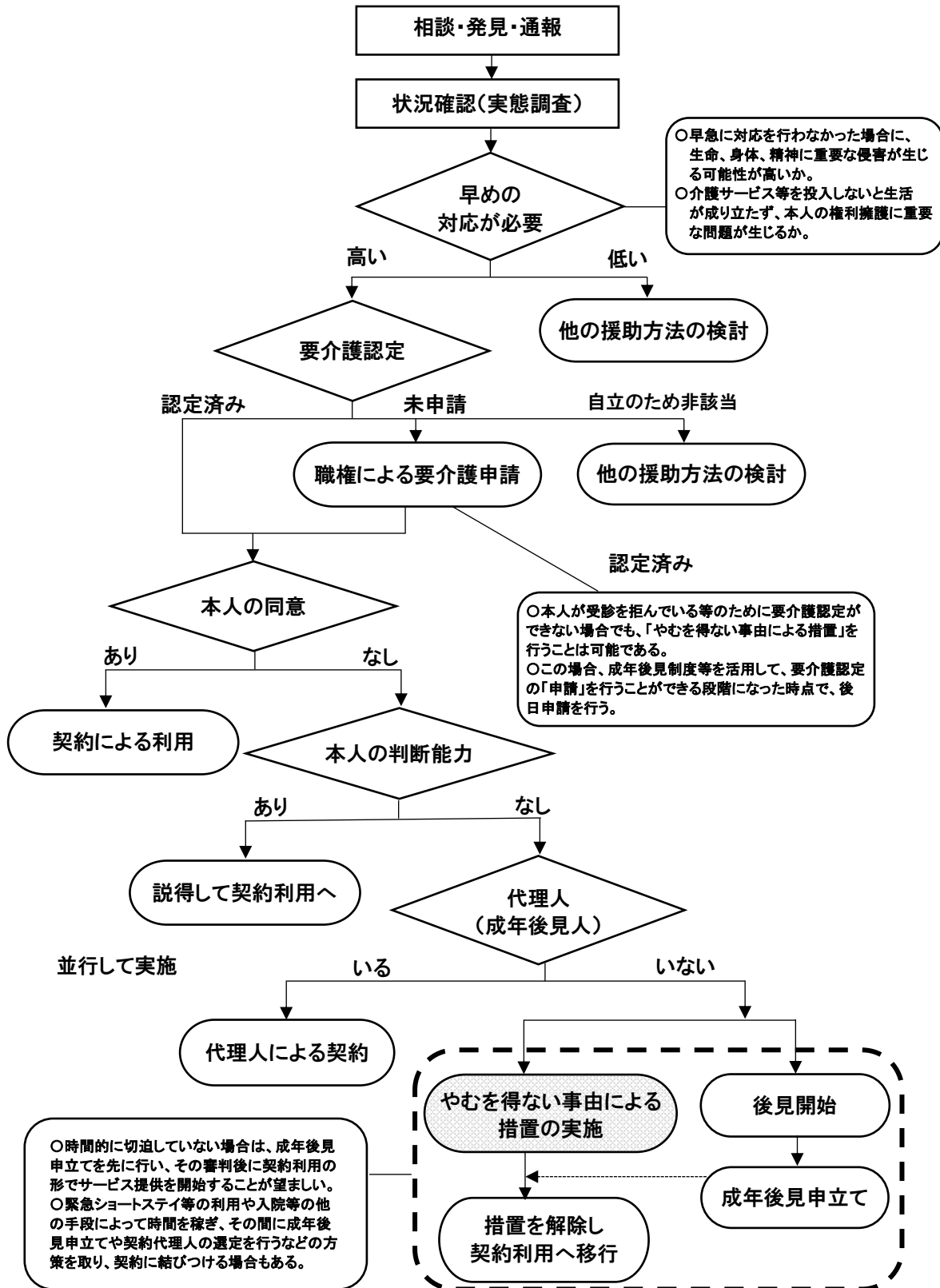
※介護保険を利用できない場合は、介護保険相当額の7割を措置費として考えます。

○介護保険を利用できない場合

一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担	措置費
	1～3割	7～9割
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担 + 措置費 = 1～3割	
	高額介護サービス費適用後本人負担分	措置費 7～9割
生活保護相当の場合	※本人負担なし	
	全額措置費	

《「やむを得ない事由による措置」活用の検討フロー》

やむを得ない事由による措置は、高齢者虐待防止法の第9条第2項により、「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者」を対象としており、次のようなフローでその必要性を検討します。ただし、高齢者の生命又は身体の安全を第一に考えますので、高齢者の判断能力等について、柔軟な対応が必要な場合もあります



カ) やむを得ない事由による措置を実施した後の支援

やむを得ない事由による措置はあくまでも高齢者の生命や身体の安全または財産を確保するための一時的なものです。高齢者を保護した後、介護サービスの導入や成年後見の申立支援、精神的なケアを行うとともに、養護者に対しても必要に応じて精神的な支援や生活支援を行うことが必要になります。

また、養護者による連れ戻し等への対応のため担当部署（まるごと福祉課）、施設、地域包括支援センターの連携が必要となります。

キ) やむを得ない事由による措置の解除の判断と契約への移行

やむを得ない事由が解消した時点で、措置は解除することになります。やむを得ない事由による措置の解除の判断はケース会議で行います。

【具体的な例】

- 養護者等の生活状況が改善して、虐待が解消したこと
- 介護保険サービスの利用が可能になったこと
- 成年後見制度の利用により後見人等による要介護認定の申請や介護保険サービスの利用等の契約が可能になったこと

ただし、高齢者が自宅で生活を再開した場合でも、自宅に戻ってからの一定期間は関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

特に養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置の解除の場合、その後の居所の確保について検討する必要があります。

(7) 「やむを得ない事由による措置」を実施した場合の面会制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、市長や養介護施設の施設長は、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護の観点から養護者と高齢者との面会を制限することができます。（第13条）

①面会制限の手順

- 1) 養護者から高齢者への面会の申し出があった場合には、地域包括支援センターまたはまるごと福祉課の職員が、高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうか見極めます。
- 2) ケース会議にて面会の可否を判断します。高齢者の安全を最優先して決定します。面会制限が必要と判断した場合には、制限する時間、見直しの時期を定めておきます。
- 3) 施設側の対応
高齢者虐待防止法では、「養介護施設の長も面会を制限することができる」とありますが、その際は事前に市の担当部署（まるごと福祉課・地域包括支援センター）と協議する必要があります。
施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対し、市に連絡し判断を求める旨を伝え、施設単独での判断

を避けるようにします。

また、高齢者や他の入所者に対して暴力をふるったり、物を壊したりする（または予測される）場合に備え、施設は市担当部署と常に緊密に連携し、養護者が施設に現れた時点で市の担当部署に連絡を入れる、警察に事前に連絡を入れる等の対応を協議しておく事が不可欠です。

（８）成年後見制度の活用

①法的根拠と法の解説

高齢者が認知症等で判断能力が低下している場合の対応手段として、成年後見制度を活用することは有効といえます。高齢者虐待防止法でも適切に老人福祉法第32条に基づいて市長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うことが規定されています。（第9条第2項、第27条第2項）

②成年後見制度活用の判断

高齢者虐待において成年後見制度を活用する具体的な場面としては、以下のような状況が想定できます。

【参考】成年後見制度を活用することが想定される状況

- ・ 経済的虐待等の場面で、高齢者の生活（医療・介護）のための年金等、収入・資産を確保する必要がある場合
- ・ 介護・世話の放棄・放任や介入拒否の場面で、介護保険サービスの利用等生活上必要な契約等の判断に関して、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断することで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ・ やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合
- ・ 経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合 など

③成年後見制度活用の実施手順

成年後見制度の活用が必要と判断した場合、速やかに「成年後見支援センター」（まるごと福祉課内設置）へ相談します。また、緊急性が高く、申立て手続き中に財産が使われてしまう可能性が高い場合は、家庭裁判所に対し「審判前の保全処分」が不利益行為を行った時に取消権を行使できるようにする等の手段が有効です。

10 養介護施設従事者における高齢者虐待と対応

(1) 養介護施設等とは

「高齢者虐待防止法」は、養護者による虐待に限られたものでなく、養介護施設従事者等による虐待も含まれています。なお、「高齢者虐待防止法」第2条に規定する養介護施設及び養介護事業とは以下のとおりです。

- (1) 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)
- (4) 有料老人ホーム
- (5) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者
- (6) 居宅サービス事業者
 - ①訪問介護
 - ②訪問入浴介護
 - ③訪問看護
 - ④訪問リハビリテーション
 - ⑤居宅療養管理指導
 - ⑥通所介護
 - ⑦通所リハビリテーション
 - ⑧短期入所生活介護
 - ⑨短期入所療養介護
 - ⑩特定施設入居者生活介護
 - ⑪福祉用具貸与及び特定福祉用具販売
- (7) 地域密着型サービス事業者
 - ①夜間対応型訪問介護
 - ②認知症対応型通所介護
 - ③小規模多機能型居宅介護
 - ④認知症対応型共同生活介護
 - ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (8) 介護予防サービス事業者
 - ①介護予防訪問介護
 - ②介護予防訪問入浴介護
 - ③介護予防訪問看護
 - ④介護予防訪問リハビリテーション
 - ⑤介護予防居宅療養管理指導
 - ⑥介護予防通所介護
 - ⑦介護予防通所リハビリテーション
 - ⑧介護予防短期入所生活介護
 - ⑨介護予防短期入所療養介護
 - ⑩介護予防特定施設入居者生活介護
 - ⑪介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売
- (9) 地域密着型介護予防サービス事業者
 - ①介護予防認知症対応型通所介護
 - ②介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ③介護予防認知症対応型共同生活介護
- (10) 地域包括支援センター及び老人介護支援センター
- (11) 老人福祉センター
- (12) 介護医療院

※ 上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません（例えば有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等）。しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応します。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待発見時の対応

「高齢者虐待防止法」第21条では、養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見した場合、市町村に通報しなければならないと定めています。また、虐待を受けた当事者である高齢者自身も、市町村に届出ることができるかとされています。

「高齢者虐待防止法」第24条では、通報または届出を受けた市町村及び県に対し、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護のため、老人福祉法または介護保険法の規定による権限の適正な行使を定めています。

なお、通報について定められている義務は以下のとおりです。

- ① 養介護施設又は養介護事業において業務に従事する者 ⇒ 通報義務
- ② ①以外の発見者（被虐待者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合）
⇒ 通報義務
- ③ ①②以外の発見者 ⇒ 通報の努力義務

(3) 通報経路

養介護施設従事者等からの通報や当該高齢者からの届出は、様々な方法・経路で行われることが考えられます。たとえば、電話で直接申し出る、匿名での手紙、あるいは介護保険事業者の定める第三者委員からの通報もあり得ます。県や他事業所等を経由して情報が寄せられる場合も考えられます。

(4) 対応窓口の周知

市町村は、多様な通報経路や入所施設等からの夜間の通報等を前提に、窓口の開設場所、開設時間、担当部署名等について、高齢者やその家族、養介護施設従事者等が通報・届出しやすいように配慮するとともに、周知徹底します。

また、各種法令等に基づく担当部署のみの縦割りの対応ではなく、関係各部署が横断的な視点に基づき、迅速かつ丁寧に対応します。

なお、通報等を受けた際の記録は、その後の対応の過程で重要な資料となることがあるので、その通報経路や時間、直接聴取した内容について、詳細に残しておきます。

(5) 事実確認

通報・届出を受けたら、まず事実確認を行います。通報等の経路や内容によっては、定期的に施設に対して実地指導等を行っている保健所や福祉事務所、監査指導を行っている県機関等と合同で対応することもあります。

確認方法としては、現地または来庁による通報者・関係者等への聞き取り、虐待を受けている本人への聞き取りや身体状況確認等、面接による確認を中心とします。

通報者等は差し迫った状況下で通報等を行ってくるが多々あるので、状況を正確に把握し、不明点や追加事項の確認を迅速に行うことが、通報者等にとって安心感につながります。また、虐待等に関する事実確認は、デリケートな内容を含む場合が多いため、普段から面接技法の習得を心がけます。

対応の場面では、複数職員での対応を基本とします。

さらに確認した情報についての守秘義務等に配慮します。

(6) 事実確認後の対応（事実確認により監査で対応する場合を含む）

事実確認を行った結果、高齢者虐待の事実が確認されれば、早急に改善に向けた対応を行うこととなります。

通報等を受けた市町村及び県は、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護のため、老人福祉法または介護保険法の規定による権限の行使を行うことも念頭において対応していきます。なお、改善に向けた対応では、以下の3つの相手方に応じた対応を行います。

- ・ 養介護施設等への対応
- ・ 養介護施設従事者等本人への対応
- ・ 通報者等への対応

① 養介護施設等への対応（※帳票については、48頁以降を参照）

- ・ 虐待の事実を関係者が認識できるよう、市町村が虐待認定に至った経過についてよく説明するとともに、虐待状況の改善を促す通知を発信します。
- ・ なぜ虐待行為が行われたのか、施設内で発生原因を分析し、虐待の更なる発生と再発防止につなげるため、「再発防止策」「改善計画」の検討及び策定を指導します。
（再発防止策には、虐待防止に関する研修や検討機会の設置を必須とします。原因分析については、当該養介護施設等の管理責任者の責任下で十分に行うよう、また正しく分析されるよう指導します。）
- ・ 改善に向け、施設側が正しく対応した際には、「改善報告」の提出を促します。
- ・ 再発防止策の実効性を測るために、定期的に施設を訪問する等し、状況確認します。
（確認期間については、案件ごとの判断とします。）

② 養介護施設従事者等本人への対応

- ・ 当該養介護施設従事者等の行った行為が虐待であることについて、認識を促すとともに、虐待についての正しい知識を指導します。
- ・ 虐待行為に至った要因等についての自己分析を促すと共に、再発防止のための計画作成について指導します。
- ・ 計画の補完を含め、当該養介護施設等と共に継続した状況把握を行います。

※所属している養介護施設等の就業規則や倫理綱領等に基づく処分が行われる場合、市町村職員にはその職員への処分に関しての権限はありませんが、当該職員に対するその後の対応について、施設管理者によく確認し、状況の把握に努めます。

虐待発生の原因が、養介護施設従事者等の個人的資質等に起因すると考えられる場合がありますが、施設としてそれを防止できなかった理由を解明しなくてはなりません。

そのことが、その後の施設運営に大きな影響を及ぼし、また、施設の全体的な資質向上に繋がる取組みとなることから、上記の①と②については並行して対応することが望ましいと考えます。

③ 通報者等への対応

- 原則として、調査で知り得た情報については、例え有力な情報を提供した通報者といえども、個人情報保護の観点から伝えることは出来ません。寄せられた情報の取り扱いについては、よく説明をするとともに、虐待の通報として受理した後に、必要に応じ、問題解決に向けて対応していることを伝え、通報者の理解を得ます。
- 「通報者の保護」の観点から、通報者本人の解雇やその他の不利益な扱いが行われていないかを確認し、問題がある場合は関係法令に沿って対応します。

(7) 養介護施設等における高齢者虐待の認識についての確認

養介護施設従事者等は高齢者介護の専門職であり、「高齢者虐待防止法」に定義される高齢者虐待行為は決して許されないことであるという認識が求められます。

しかし、介護「する」「される」という行為は、常に従事者と利用者間に力関係を生じさせる危険をはらんでいます。施設内や家庭内などの限られた、あるいは外部から遮断された空間の状況では、時間に追われたり、従事者の不足等の要因によっては、不適切な対応が行われる可能性は否定できません。

また、そうした不適切な対応が日常化すると、高齢者虐待の認識そのものが希薄になってしまうおそれもあります。

養介護施設等の責務

養介護施設・養介護事業所（以下「養介護施設等」という。）は、職員に対し虐待防止教育を実施するだけでなく、虐待発見時の通報義務があることを周知しなければなりません。また、通報の際、相談者が「虐待」という言葉を使わない場合があることに留意が必要です。利用者の外傷等の事故報告書から、隠れた虐待の疑いを見逃さないように注意します。

(8) 養介護施設等との連携と意識向上

市は、県と協働して、養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するための意識啓発等の研修や介護保険事業者連絡会議等を通して、高齢者虐待防止に関する共通認識を構築することが必要とされています。この取組みが養介護施設等に十分に周知されることで、高齢者虐待の未然防止は勿論のこと、仮に高齢者虐待と疑われる事態が発生した場合でも、迅速かつ円滑な通報が可能としなければなりません。市と施設がお互いに適切な対応をとることで、相互の信頼関係を強め、高齢者虐待に対する高い意識を地域に育むことに繋がります。

対人援助が人の行為である以上、残念ながら高齢者虐待は「絶対に起こらない」とは言い切れないため、虐待発生リスクを減らし、より効果的かつ専門性の高いケアを提供するためには、チームケアが有効です。

養介護施設においては、従前より、すでにチームケアが行われていますが、多職種による専門職集団として、高齢者虐待に関しても多様な観点から検討や議論を重ね、共通認識を形成しておくことはもちろん、その動きを施設内にとどめず、広く関係者が連携してい

く体制を作っていくことが求められています。

市や他の市町村や県の機関、養介護施設等が十分な情報交換と連携を行うことで、高い職業倫理を保持し、高齢者の人権擁護や地域全体の意識の向上を図ります。

(9) 県との連携・協働

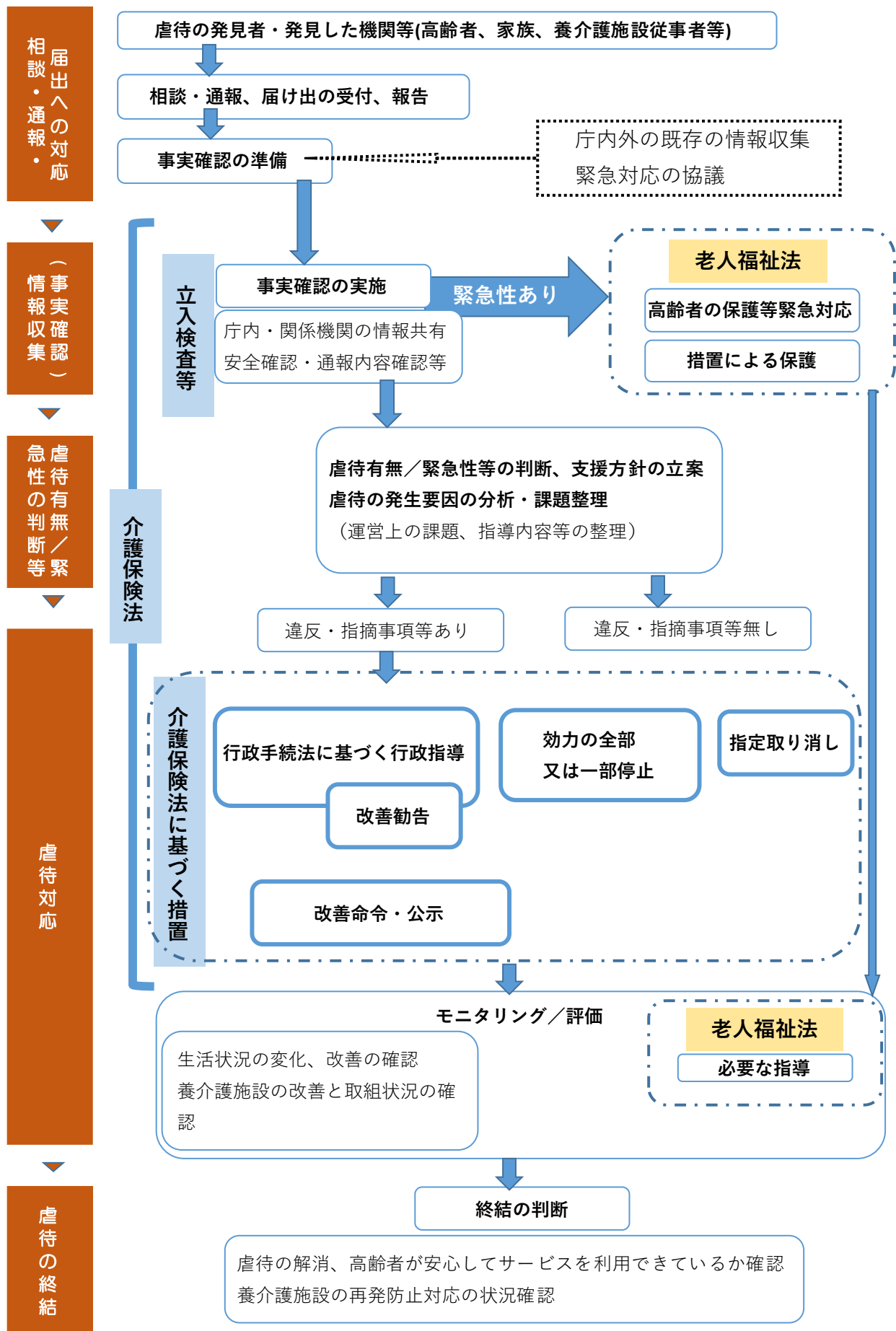
養介護施設従事者等による高齢者虐待の情報が寄せられた場合、特に「県が指定権限を有する養介護施設等の場合」および「有料老人ホーム（未届施設を含む）の場合」は、通報を受けた市と県は、速やかに情報を共有し、発生した虐待疑義内容の調査・虐待認定・虐待状況の改善・終結までの間、状況に応じた連携が求められます。

県への報告に関しては、虐待に関する通報が寄せられた時点で県の担当課へ第一報をいれるとともに、状況に応じて相互に情報を交換します。また、市が虐待を認定し、当該施設に対しての指導内容の確定と、施設側による改善計画の方向性が示された時点で、報告書「養介護施設従事者等による高齢者虐待について」を作成・送付します。

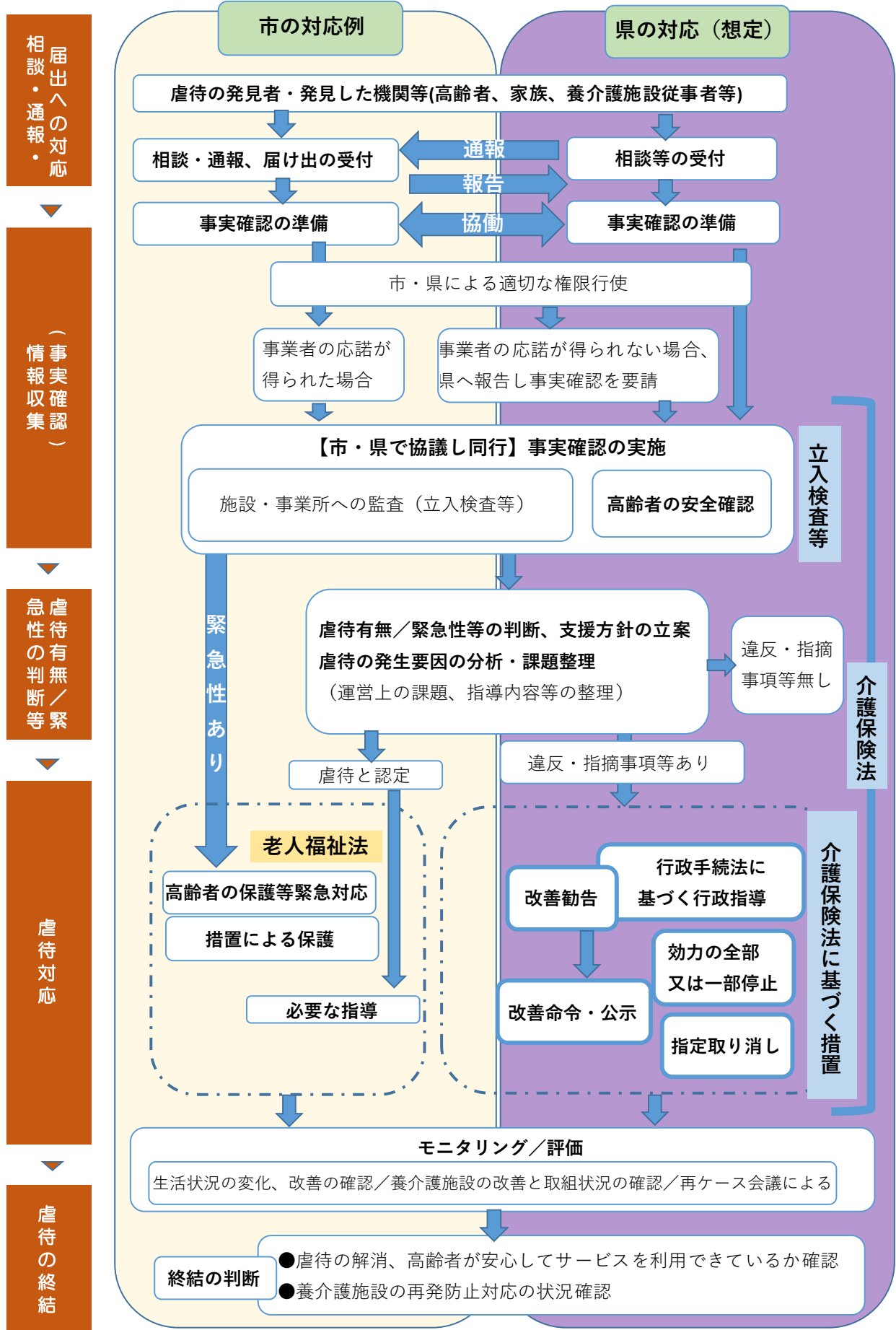
他に、「市が指定権限を有する地域密着型サービス事業所の場合」については、市による主導的な対応となりますが、必要に応じて市から県へ情報提供し、必要な助言を得るなどの連携を図ることも重要です。

指定権限の違い等で対応の違いは生じますが、養介護施設従事者等による虐待の対応においては、老人福祉法や介護保険法等に規定される養介護施設等に対する権限に応じて、市と県は連携・協働することが求められます。

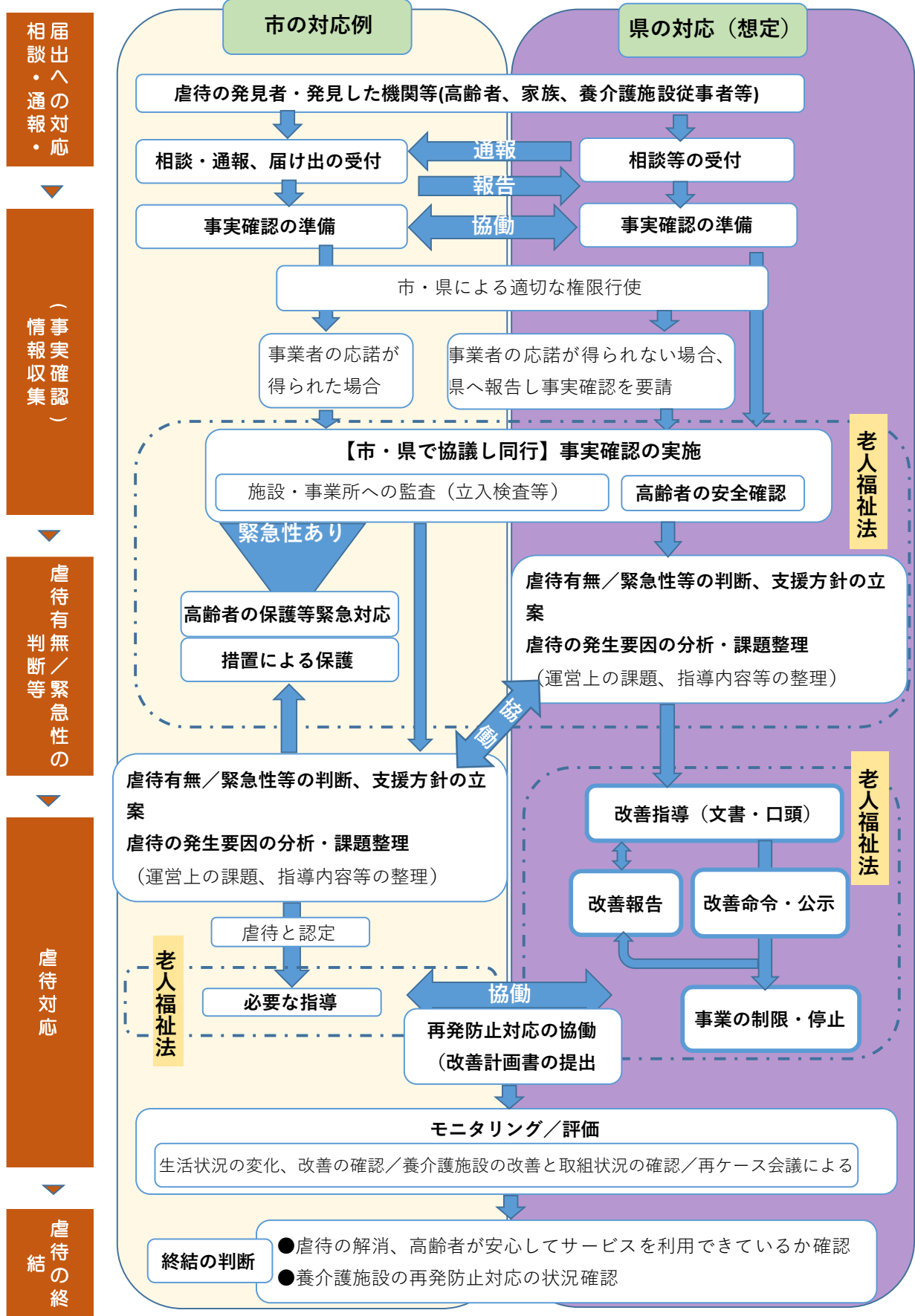
市が指定権限を有する地域密着型サービス事業所の場合（対応例フロー図）



県が指定権限を有する養介護施設等の場合（対応例フロー図）



有料老人ホーム（未届施設含）の場合（対応例フロー図）



※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は、養護者による虐待として対応。
 ※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅が対象。

高齢者虐待相談受付票

(様式1)

相談日	令和 年 月 日	対応者	
相談者 (通報者)	氏名		受付方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所または 所属機関名		電話番号
	本人との関係		

【本人の状況】

氏名		性別		生年月日	M・T・S	年 月 日	年齢	
現住所							住民票登録住所	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異
	電話:			その他連絡先:				(続柄:)
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> 施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 事業対象者 <input type="checkbox"/> 要支援・要介護 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請							
利用サービス	介護保険				介護支援専門員			
	介護保険外				居宅介護支援事業所			
主疾患	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 精神疾患 ()							
身体状況							障害手帳	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
経済状況							生活保護受給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【世帯構成】

--

【介護者の状況】

氏名		年齢	
続柄			
連絡先	電話		
	職業		
その他特記事項			

【不適切な状況の具体的内容】

情報源	相談者(通報者)は	<input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> どなり声や泣き声、物音等を聞いての憶測 <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者 () から聞いた
相談・訴えの内容	<input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり大きな音がする(疑い) <input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日などに高齢者が長時間外にいる(疑い) <input type="checkbox"/> 介護が必要なのにサービスを利用している様子がない(疑い) <input type="checkbox"/> 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない(疑い) <input type="checkbox"/> あざや傷がある(疑い) <input type="checkbox"/> 問いかけに反応がない、無表情、怯えている(疑い) <input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない(疑い) <input type="checkbox"/> 年金などのお金の管理ができていない(疑い) <input type="checkbox"/> 養護者の態度 () <input type="checkbox"/> その他(具体的内容を記載)	
虐待の可能性 (通報段階)	<input type="checkbox"/> 身体的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 放棄・放任の疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況 ()	

社会福祉士会作成「相談受付票」を参考に作成

(様式2)

事実確認票

確認者： _____

確認日時： _____年 ____月 ____日 ~ _____年 ____月 ____日

高齢者本人氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日生	年齢	歳
確認場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 来所 (<input type="checkbox"/> 地域局 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター) <input type="checkbox"/> その他 ()						
確認時の同席者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (氏名： _____ 続柄： _____)						
発言内容や状態・行動・態度など (見聞きしたことをそのまま記入)							
【本人】							
【養護者】 (氏名： _____ 続柄： _____)							
【第三者】 (氏名： _____ 続柄： _____)							
虐待の全体的状況							
発生状況							
1. 虐待が始まったと思われる時期							
2. 虐待が発生する頻度：							
3. 虐待が発生するきっかけ							
4. 虐待が発生しやすい時間帯：							

事実確認項目（サイン）

身体 の 状 態 ・ け が 等	外傷等	頭部外傷、腹部外傷、重度の褥瘡、その他（ 部位： 大きさ：	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	脱水症状	脱水症状（重度・軽度）、脱水症状の繰り返し、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	栄養状態等	栄養失調、低栄養、低血糖の疑い、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	痣や傷	身体に複数の痣、頻繁な痣、火傷、刺し傷、打撲痕・腫脹、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	体重の増減	急な体重の減少、やせ過ぎ、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	出血や傷の有無	生殖器の傷、出血、かゆみの訴え、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	その他		1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
生 活 の 状 況	衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、伸び放題の爪、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	行為の制限	自由に外出出来ない、自由に家族以外と話が出来ない、長時間家の外に出されている その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べるものにも困っている、年金通帳・預金通帳がない その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	その他		1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
話 の 内 容	恐怖や不安の訴え	怖い、痛い、怒られる、殴られる 等の発言、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	保護の訴え	殺される、●●が怖い、何も食べていない、家に居たくない、帰りにたくない 等の発言 その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	強い自殺念慮	死にたい 等の発言、自分を否定的に話す、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	痣や傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	金銭の訴え	お金を盗られた、年金が入っていない、貯金がなくなった 等の発言 その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	性的事柄の訴え	生殖器の写真が撮られた 等の発言、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化する、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	その他		1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
表 情 ・ 態 度	おびえ・不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なぜやいな態度、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	その他		1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
適 切 な 支 援	適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	適切な服薬管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服用できていない その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	入院の状況	退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足 その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	その他		1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
養 護 者 の 態 度 等	支援者への発言	何をするかわからない、殺してしまうかもしれない 等の訴え、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	暴力、脅し等	刃物、ピン等凶器を使った暴力や脅しがある、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	高齢者への発言	早く死んでしまえ等の否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したくない、拒否的、専門家に責任転嫁 その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	精神状態・判断能力	虐待者の精神的に不安定、判断力低下、非現実的な認識、その他（	1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他
	その他		1.写真 2.目視 3.記録 4.聴取 5.その他

聴取元（誰から）： （関係： ）

社会福祉士会「事実確認票チェックシート」を参考に作成

(様式3)

証 票

第 号 令和 年 月 日交付

所 属 横手市市民福祉部地域包括支援センター

氏 名 職員番号

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

秋田県横手市長
(公印省略)

(様式4)

アセスメント要約票

アセスメント要約日		担当者	
高齢者本人氏名	性別・年齢 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	居所	()
養護者氏名	性別・年齢 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	続柄	同居の状況 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
高齢者本人の希望	居所の希望 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明	分離の希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
	意思疎通 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 特定の条件のもとで可能 ()		<input type="checkbox"/> 困難 <input type="checkbox"/> 不明
	意思疎通 <input type="checkbox"/> 一貫している <input type="checkbox"/> 変化する		
	生活意欲 <input type="checkbox"/> 意欲や気力が低下しているおそれ (無気力、無反応、おびえ、話しをためらう、人目を避ける等)		
I 高齢者本人の情報 面接担当者:			
【健康状態】			
疾病・傷病	既往歴		<input type="checkbox"/> 課題
受診状況	服薬状況		
診断の必要性	<input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他 ()		
具体的症状等			
要介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 認定あり () <input type="checkbox"/> 申請中 (申請日: 令和12年12月26日) <input type="checkbox"/> 未申請		
障がい	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> 知的障害 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い)		
精神状態	<input type="checkbox"/> 認知症 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> うつ症 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> その他 ()		
【危機への対処】			
危機対処場面において	<input type="checkbox"/> 自ら助けを求められることができる <input type="checkbox"/> 助けを求められることが困難		<input type="checkbox"/> 課題
避難先・退避先	<input type="checkbox"/> 助けを求める場所がある () <input type="checkbox"/> ない		
【成年後見制度の利用】			
成年後見人等	<input type="checkbox"/> あり (後見人等:) <input type="checkbox"/> 申立中 (申立人:) <input type="checkbox"/> 申立予定		<input type="checkbox"/> 課題
【各種制度利用】			
<input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 自立支援法 <input type="checkbox"/> その他 ()			
【経済情報】			
収入	月額: _____ 万円 (内訳: _____) 預貯金: 1,001 万円 借金: _____ 万円		<input type="checkbox"/> 課題
	1か月に本人が使える金額: _____ 万円		
	具体的な状況 (生活費や借金など)		
	<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他 ()		
金銭管理	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 (判断可) <input type="checkbox"/> 全介助 (判断不可) <input type="checkbox"/> 不明		
金銭管理者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 成年後見人等 (判断可) <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業利用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
【エコマップ】		【生活状況】	
		食 事 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		調 理 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		移 動 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		買 い 物 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		掃 除 洗 濯 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		入 浴 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		排 泄 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		服 薬 管 理 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		年金等の管理 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		医療機関の受診 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		【性格上の傾向、こだわり、対人関係等】	
		<input type="checkbox"/> 課題	
		【その他特記事項】	
		<input type="checkbox"/> 課題	

II 養護者の情報		面接担当者：	
【養護者の希望】			<input type="checkbox"/> 課題
【健康状態】			
疾病・傷病		既往歴	
受診状況		服薬状況	
診断の必要性 具体的症状等	<input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他（		<input type="checkbox"/> 課題
性格的な偏り			
障がい	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い） <input type="checkbox"/> 知的障害（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い）		
【介護負担】			
被虐待高齢者に対する介護意欲	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	介護技術・知識	<input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明
1日の介護時間	<input type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input checked="" type="checkbox"/> 不明	介護の代替者	<input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明
具体的な状況（生活費や借金等） ※介護期間（いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など） ※期間と負担原因を明確に			<input type="checkbox"/> 課題
平均睡眠時間	およそ	時間	
【就労状況】			
<input type="checkbox"/> 就労（就労曜日：週 日 雇用形態： <input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> 非正規） <input type="checkbox"/> 非就労 <input type="checkbox"/> 福祉的就労			<input type="checkbox"/> 課題
【経済情報】			
収入	月額： 万円（内訳：）	預貯金： 1001 万円	借金： 1001 万円
<input type="checkbox"/> 被虐待者の年金に生活費を依存 <input type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> ギャンブルによるトラブルがある			<input type="checkbox"/> 課題
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他（			
【近隣との関係】			
<input type="checkbox"/> 良好（） <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不明			<input type="checkbox"/> 課題
III 家族関係（家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法、地域や近隣との関係など）			
			<input type="checkbox"/> 課題
IV その他（関係者、関係機関の関わりなど）			
			<input type="checkbox"/> 課題
【全体のまとめ】 I～IVで抽出された課題の結果を踏まえて整理する。			
			<input type="checkbox"/> 課題

(様式5)

高齢者虐待対応ケース会議 会議録・計画書

高齢者本人氏名：

計画作成日：

計画作成者氏名：

会議日時：

会議の目的		出席者	氏名： _____ 氏名： _____ 氏名： _____ 氏名： _____ 氏名： _____ 氏名： _____
虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり ⇒ <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他	高齢者本人の意見・希望	
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急保護の検討 <input type="checkbox"/> 保護の検討・集中的援助 <input type="checkbox"/> 防止のための保護検討 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助 <input type="checkbox"/> 事実確認を継続		
緊急性の判断根拠	<input type="checkbox"/> 入院や通院が必要 (重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等による検査・治療) <input type="checkbox"/> 高齢者本人・養護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 暴力や脅しが日常的に行われている <input type="checkbox"/> 今後、重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 <input type="checkbox"/> 虐待に繋がる家庭状況・リスク要因がある <input type="checkbox"/> その他 (_____)	養護者の意見・希望	※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
深刻度の判断 (虐待被害の悪度)	<input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中度 <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 最重度	支援内容	<input type="checkbox"/> 危機的分離/保護 (_____) <input type="checkbox"/> 入院 (_____) <input type="checkbox"/> 家族支援・家族間調整 <input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整 (_____) <input type="checkbox"/> 専門医紹介・医療導入支援 (_____) <input type="checkbox"/> 経済的支援 (生活保護相談・申請/各種減免手続き等) (_____) <input type="checkbox"/> 成年後見制度/日常生活自立支援事業活用検討 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携 (_____)
総合的な支援の方法 ※アセスメント要約票(全体のまとめ)より		措置の適用	<input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中 (理由： _____)
		後見等申立	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 検討中 (_____)

対象	優先順位	課題	目標	具体的な役割分担		
				何を、どのように	支援機関・担当者等	実施日時・期間/評価日
高齢者						
養護者						
その他の家族						
関係者						

対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項等（アセスメント要約票の（全体まとめ）から記載）

社会福祉士会作成「高齢者虐待対応会議記録・計画書（１）～コアメンバー会議用」を参考に作成

(様式6)

高齢者虐待対応評価会議記録票

計画評価： _____ 回目 記入年月日 _____

会議日時： _____

会議の目的		出席者		氏名： _____	氏名： _____
				氏名： _____	氏名： _____
				氏名： _____	氏名： _____
課題番号	目 標	実施状況 (誰がどのように取り組んだのか)	目標達成状況(日付) (達成した目標の内容とその根拠=確認した事実を記載)		対応方針の変更の有無、変更内容
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容： _____)
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容： _____)
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容： _____)
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容： _____)
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容： _____)
支援を要する 状況	虐待種別	判定	本人の状況(意見・希望)		養護者の状況(意見・希望)
	1. 身体的虐待		1. 虐待が発生している		養護者の支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	2. 放棄・放任		2. 虐待の疑いがある		
	3. 心理的虐待		3. 一時的に解消 (再発の可能性が残る)		
	4. 性的虐待		4. 虐待は解消した		
	5. 経済的虐待		5. 虐待は確認されていない		
6. その他					
新たな支援計画の必要性		評価結果のまとめ (現在の状況)			今後の対応
					<input type="checkbox"/> 虐待対応支援の終結 <input type="checkbox"/> 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 <input type="checkbox"/> 現在の支援計画内容に基づき支援を継続 <input type="checkbox"/> アセスメント、支援計画の見直し <input type="checkbox"/> その他 (_____)

社会福祉士会作成「高齢者虐待対応評価会議記録票」を参考に作成

(様式7)

高齢者虐待相談受付票

(養介護施設従事者等用)

受付日	令和 年 月 日 () 午前/午後 時 分 ~ 時 分	部署		対応者	
受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他 ()			関係性 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族等 (続:) <input type="checkbox"/> 当該施設・事業所従事者 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 元職員) ※公益通報の説明 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> その他 ()	
通報者	氏名	<input type="checkbox"/> 匿名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳位		
	住所				
	電話		携帯電話		
	E-mail		連絡の可否	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> その他 ()	
通報内容の把握状況	<input type="checkbox"/> 通報者のみが知っている <input type="checkbox"/> 他にも知っている人がいる ()				
要望等					

【当該施設・事業所の状況】

施設・事業所名		事業種別	
法人名		法人種別	
所在地		電話	
備考			

【本人の状況】

氏名	<input type="checkbox"/> 未確認	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 歳 <input type="checkbox"/> 不明
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	利用開始日	年 月 日 保険者 <input type="checkbox"/> 当該市町村 <input type="checkbox"/> 他市町村 ()
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通報先施設 () <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> その他 () ※通報先施設・入院先の階・部屋番号: 階 号室		
住所	<input type="checkbox"/> 不明		住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異
電話	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 不明	その他連絡先 (続柄:) <input type="checkbox"/> 不明	
介護認定	<input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明		
認知症	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (程度: / 会話の可否: <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 困難) <input type="checkbox"/> 不明		
疾患	<input type="checkbox"/> 一般 () <input type="checkbox"/> 精神疾患 () <input type="checkbox"/> 難病 ()		
身体状況	<input type="checkbox"/> 不明	障害手帳	<input type="checkbox"/> 有 (等級: 種別:) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
経済状況	<input type="checkbox"/> 不明	生活保護受給	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明
利用サービス	<input type="checkbox"/> 不明	介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 不明
状態	<input type="checkbox"/> 助けを求めている <input type="checkbox"/> 訴えがない (無反応) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明		

【家族等の状況】

家族	氏名	<input type="checkbox"/> 不明			【家族構成】
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄		
	住所	〒 <input type="checkbox"/> 通報者に同じ <input type="checkbox"/> 不明			
	連絡先	<input type="checkbox"/> 通報者に同じ <input type="checkbox"/> 不明			
	通報内容	<input type="checkbox"/> 知っている (<input type="checkbox"/> 通報者である) <input type="checkbox"/> 知らない <input type="checkbox"/> 不明			
後見人	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 任意後見 <input type="checkbox"/> 申立て中 (<input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 後見) <input type="checkbox"/> 不明				
	氏名	(法人名: 担当者名) <input type="checkbox"/> 不明			
	連絡先	<input type="checkbox"/> 不明			
	通報内容	<input type="checkbox"/> 知っている (<input type="checkbox"/> 通報者である) <input type="checkbox"/> 知らない <input type="checkbox"/> 不明			
備考					

社団法人日本社会福祉士会作成 (出典: 東京都健康長寿医療センター研究所 (東京都老人総合研究所) 作成帳票類等) をもとに作成

【主訴・通報の概要、虐待（疑い）の状況】

相談内容			
発生日時	令和 年 月 日 () 午前/午後 時 分頃	発生場所	
虐待を行った疑いのある職員名又は特徴	<input type="checkbox"/> 複数 <input type="checkbox"/> 不明	職種	<input type="checkbox"/> 不明
虐待の可能性 (具体的な行為)	<input type="checkbox"/> 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 <input type="checkbox"/> 緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制をする <input type="checkbox"/> 汚れのひどい服を着せたままにする、おむつが汚れている状態のままにする等、日常的に不衛生な状態を放置する <input type="checkbox"/> ナースコール等を使用させない、手の届かない所に置く、職員が対応しない等、高齢者の対応を放置又は無視する <input type="checkbox"/> 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限 <input type="checkbox"/> 怒鳴る、ののしる、「追い出すぞ」等威嚇的な発言や態度、「死ぬ」「臭い」「汚い」等侮辱的な発言や態度 <input type="checkbox"/> 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する <input type="checkbox"/> 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたり、その場面を見せないための配慮をしない <input type="checkbox"/> 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する <input type="checkbox"/> 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する		
	<input type="checkbox"/> その他		
情報源	<input type="checkbox"/> 実際に見た・聞いた <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 記録を見た <input type="checkbox"/> その他 ()		
特記事項			

【虐待の可能性（通報段階）】

虐待の可能性 (通報段階)	<input type="checkbox"/> 身体的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 放棄・放任の疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況 ()
------------------	--

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 養介護施設従事者等による高齢者虐待の疑いとして対応 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待通報受付対応所管課長への報告 (月 日 () 午前/午後 時 分) <input type="checkbox"/> 関係部署への報告 (月 日 () 午前/午後 時 分/担当者:) <input type="checkbox"/> 事実確認に向けた検討会議の開催予定 (月 日 () 午前/午後 時 分~/場所:) <input type="checkbox"/> 都道府県への連絡 (月 日 () 午前/午後 時 分/担当者:) <input type="checkbox"/> 養護者による高齢者虐待の疑いとして対応 (担当課:) 引継日時 (月 日 () 午前/午後 時 分) <input type="checkbox"/> その他 ()
--

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

(様式8)

事 実 確 認 票

(養介護施設従事者等用)

【事実確認の方法と参加者】

協議日時：令和 年 月 日 () 午前/午後 時 分

協議参加者： _____
協議参加者： _____
決 定 者： _____ 印

事実確認調査の根拠	<input type="checkbox"/> 監査（介護保険法・老人福祉法 第 条に基づく） <input type="checkbox"/> 実地指導（介護保険法第23条に基づく） <input type="checkbox"/> 高齢者虐待防止法による任意調査 <input type="checkbox"/> 養護者による高齢者虐待として実施 理由：
事実確認調査日時	令和 年 月 日 () 午前/午後 時 分
施設・事業所への事前連絡	<input type="checkbox"/> 有（連絡予定日時：令和 年 月 日 () 午前/午後 時 分） <input type="checkbox"/> 無連絡者：役職 氏名 連絡相手：
事実確認調査の参加者	養介護施設従事者等による高齢者虐待担当部署（部署名： _____） 参加者：役職 氏名 ， 役職 氏名 役職 氏名 ， 役職 氏名
	養介護施設等指導監査担当部署（部署名： _____） 参加者：役職 氏名 ， 役職 氏名 役職 氏名 ， 役職 氏名
	関係部署（部署名： _____） 参加者：役職 氏名 ， 役職 氏名
	関係部署（部署名： _____） 参加者：役職 氏名 ， 役職 氏名
	事実確認調査の現場責任者：部署名 _____ 役職 氏名 <input type="checkbox"/> 保健師等の医療専門職の参加 <input type="checkbox"/> 社会福祉士等の福祉専門職の参加

【事前確認・調整事項】

都道府県との連携	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 事実確認調査実施の連絡 <input type="checkbox"/> 調査への同行依頼 <input type="checkbox"/> その他 (_____) 【連携が必要な理由】 <input type="checkbox"/> 市町村が行う事実確認等に、施設・事業者が応じない可能性が高い場合 <input type="checkbox"/> 重篤な事態が想定され、早急に老人福祉法・介護保険法による指導検査等が必要と考えられる場合 <input type="checkbox"/> 指導等を繰返している施設・事業所で、都道府県として早期介入が必要と考えられる場合 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
警察との連携の必要性	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 通報内容に犯罪性が認められる場合 <input type="checkbox"/> 事実確認の妨害がある場合 <input type="checkbox"/> 市町村職員への脅し・恫喝等危害を加えられる場合 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
高齢者の入院保護が必要な場合の調整	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
家族・後見人等への連絡説明	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (令和 年 月 日 () 午前/午後 時 説明者： _____)

【使用機材】

<input type="checkbox"/> カメラ (_____ 台) (<input type="checkbox"/> フィルム・メモリーカード / <input type="checkbox"/> 予備電池) <input type="checkbox"/> ビデオカメラ (_____ 台) (<input type="checkbox"/> テープ (_____ 本) / <input type="checkbox"/> 予備電池/充電の確認) <input type="checkbox"/> ICレコーダー・録音テープ (_____ 台) (<input type="checkbox"/> 予備電池 / <input type="checkbox"/> 予備テープ) <input type="checkbox"/> 関係法令集 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県作成帳票類等）をもとに作成

【事実確認調査実施体制】

	時 間	役 割	担当者氏名	実施場所	使用書式等
調査前	午前／午後 時 分～ 時 分迄	調査理由・根拠法の説明協力依頼 (調査手順の説明等)	担当：		<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 通知文書
調査中	午前／午後 時 分～ 時 分迄	【虐待を受けた疑いのある高齢者 面接】対象者____名 (氏名：) (氏名：)	担当：		<input type="checkbox"/> 面接調査票 <input type="checkbox"/> 血圧計等バイタル測定セット <input type="checkbox"/> 長谷川式スケール
	午前／午後 時 分～ 時 分迄	【その他高齢者面接】対象者____名 (氏名：) (氏名：)	担当：		<input type="checkbox"/> 面接調査票 <input type="checkbox"/> 血圧計等バイタル測定セット <input type="checkbox"/> 長谷川式スケール
	午前／午後 時 分～ 時 分迄	【管理者面接】対象者____名 (職名・氏名：) (職名・氏名：)	担当：		<input type="checkbox"/> 面接調査票
	午前／午後 時 分～ 時 分迄	【主任・リーダー面接】対象者____名 (職名・氏名：) (職名・氏名：)	担当：		<input type="checkbox"/> 面接調査票
	午前／午後 時 分～ 時 分迄	【一般職員面接】対象者____名 (職名・氏名：) (職名・氏名：) (職名・氏名：)	担当：		<input type="checkbox"/> 面接調査票
	午前／午後 時 分～ 時 分迄	【虐待を行った疑いのある職員への 面接】対象者____名 (職名・氏名：) (職名・氏名：)	担当：		<input type="checkbox"/> 面接調査票
	午前／午後 時 分～ 時 分迄	【その他関係者への面接】 対象者____名 (職名・氏名：) (職名・氏名：)	担当：		
	午前／午後 時 分～ 時 分迄	各種書類等確認	担当：		<input type="checkbox"/> 各種書類等確認票
	午前／午後 時 分～ 時 分迄	施設・事業所内の状況把握・点検	担当：		<input type="checkbox"/> 養介護施設・事業所の状況把握・点検票
	午前／午後 時 分～ 時 分迄	全体の統括・調整	担当：		
調査後	午前／午後 時 分～ 時 分迄	調査結果の確認と課長への報告施設・ 事業所に対する、当日の指示・指導内 容の検討	担当：		
	午前／午後 時 分～ 時 分迄	管理者への結果報告指示・指導内容の 伝達今後の予定等の説明	担当：		

事実確認中に予測されるリスクと対処方法

- 事実確認調査を拒否された場合：
- 施設長等管理者が不在の場合：
- 高齢者本人が入院等で不在の場合：
- その他 ()：

【判断会議】

開催予定日時：令和 年 月 日 () 午前／午後 時 分～ 開催場所： _____

会議参加者：

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県作成帳票類等）をもとに作成

(様式9)

面接調査票（高齢者本人用）－聞き取りシート－

面接日：令和 年 月 日（ ）午前／午後 時 分～ 時 分
面接者：

記録者：

1 聞き取り調査対象高齢者

氏 名		生年月日	□明□大□昭 年 月 日
年 齢	歳	性 別	□男性 □女性
介護認定	□要介護（ ） □要支援（ ） □その他（ ）		
認知症	□無 □有（日常生活自立度 ）		
居 所		面接場所	
同 席 者	□無 □有→ □職員 □家族等 □その他（ ） 同席者氏名（ ）		

2. 聞き取り内容（ゆっくり、端的に問いかけ、回答を待ってください。回答がない場合、反応があれば様子等を記載してください。）

	問いかけ	回 答	回答や様子等の記入欄
1 施設・事業所のサービス	サービスを利用して気持ちよく過ごせていますか	はい・いいえ・反応無	
	ご飯はおいしいですか	はい・いいえ・反応無	
	お風呂は気持ち良く入っていますか	はい・いいえ・反応無	
	時々、外出はされていますか	はい・いいえ・反応無	
	夜はよく眠れていますか	はい・いいえ・反応無	
	寒い（暑い）ことはありますか	はい・いいえ・反応無	
2 虐待（怖いこと等）	職員はやさしいですか	はい・いいえ・反応無	
	職員は呼ぶとすぐ来てくれますか	はい・いいえ・反応無	
	職員に怒られることはありますか	はい・いいえ・反応無	
	何か怖いこと等はありませんか	はい・いいえ・反応無	
	他の人が職員に叩かれているところを見たことがありますか	はい・いいえ・反応無	
	職員に叩かれることはありますか	はい・いいえ・反応無	
	何か嫌なことをされたことはありますか	はい・いいえ・反応無	
	（通報等内容の確認）職員から〇〇をされたことはありますか	はい・いいえ・反応無	
3 要望その他	何かして欲しいことはありますか	はい・いいえ・反応無	

※在宅サービス利用者には該当しない質問項目も含まれています。

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県、大阪府作成帳票類等）をもとに作成

高齢者本人氏名：		性別・年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	居所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入所・院
高齢者本人の希望	居所・今後の生活の希望	居所の希望： <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 現在の施設での入所継続 <input type="checkbox"/> 他施設への入所 <input type="checkbox"/> 不明 虐待者（疑いを含む）との分離希望： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	性格上の傾向、こだわり、対人関係等		
	高齢者の状態	意思疎通： <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 特定条件のもとであれば可能（ ） <input type="checkbox"/> 困難 <input type="checkbox"/> 不明 話の内容： <input type="checkbox"/> 一貫している <input type="checkbox"/> 変化する 生活意欲： <input type="checkbox"/> 意欲や気力が低下しているおそれ（無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける等） 最近の状況： <input type="checkbox"/> 職員への暴言や暴力がある <input type="checkbox"/> 不穏な状態が続いている	
I. 高齢者本人の情報 面接担当者氏名：			虐待発生リスク
【連絡の取れる親族・後見人等（キーパーソン）】 氏名： _____ 本人との続柄住所 _____ 電話番号 _____ <input type="checkbox"/>			
【健康状態等】			
疾病・傷病：		既往歴：	
受診状況：		服薬状況（種類）：	
診断の必要性： <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他（ ） 具体的な症状等→			
要介護認定： <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援（ ） <input type="checkbox"/> 要介護（ ） <input type="checkbox"/> 申請中（申請日： ____年 ____月 ____日） <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/>			
生活状況の変化： <input type="checkbox"/> 体重減少 <input type="checkbox"/> 食欲減退 <input type="checkbox"/> 身体の異臭や汚れ <input type="checkbox"/> 住環境が不適切（異臭・汚れ・乱雑、冷暖房の欠如等） <input type="checkbox"/> 医療処置がなされていない <input type="checkbox"/> その他（ ）			
障害： <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い） <input type="checkbox"/> 知的障害（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い）			
精神状態： <input type="checkbox"/> 認知症（ <input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い）→認知症の程度、周辺症状（ ） <input type="checkbox"/> うつ病（ <input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
【危機への対処】			
危機対処場面において： <input type="checkbox"/> 自ら助けを求めることができる <input type="checkbox"/> 助けを求めることが困難 <input type="checkbox"/>			
避難先・退避先： <input type="checkbox"/> 助けを求める場所がある（ ） <input type="checkbox"/> ない			
【ケアの状況】			
<input type="checkbox"/> 介護に対する拒否がある（拒否される場面： _____） <input type="checkbox"/> 身体拘束の有無、場面・状況（ _____） <input type="checkbox"/> その他、当該高齢者のケアに関する特記事項（ _____）			
【成年後見制度の利用】			
成年後見人等： <input type="checkbox"/> あり（後見人等： _____） <input type="checkbox"/> 申立中（申立人： _____ /申立年月日： _____） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>			
【各種制度利用】			
<input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 自立支援法 <input type="checkbox"/> その他（ _____） <input type="checkbox"/>			
(経済情報)			
収入額 ____月 ____万円（内訳： _____） 預貯金等 ____万円 借金 ____万円 1か月に本人が使える金額 ____万円			
具体的な状況（生活費や借金等）： <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他（ _____） <input type="checkbox"/>			
金銭管理： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助（判断可） <input type="checkbox"/> 全介助（判断不可） <input type="checkbox"/> 不明			
金銭管理者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・後見人等 <input type="checkbox"/> 施設・事業所（ _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____）			
【生活状況】			
食 事（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明） 調 理（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明） 移 動（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明） 買 物（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明） 掃除洗濯（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明） 入 浴（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明） 排 泄（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明） 服薬管理（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明） 預貯金年金の管理（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明） 医療機関の受診（ <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 不明） <input type="checkbox"/>			
【その他特記事項】 <input type="checkbox"/>			

II. 虐待者（疑いを含む）の情報 面接担当者氏名：		虐待発生リスク
【虐待者（疑いを含む）1の状況】		
虐待者（疑いを含む）1氏名：	性別・年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	施設・事業所名：
職 位： <input type="checkbox"/> 施設長 <input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 主任・リーダー <input type="checkbox"/> 一般職		
職 種： <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 看護職員 <input type="checkbox"/> 生活相談員 <input type="checkbox"/> 計画担当介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職 <input type="checkbox"/> その他（送迎、清掃、他）		
保有資格： <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> ヘルパー__級 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 特になし		
経験年数：__年__か月 当該施設・事業所での勤務年数：__年__か月		
勤務状況：月__日勤務（夜勤__日／月・早番__日／月・遅番__日／月） 雇用形態（ <input type="checkbox"/> 常勤、 <input type="checkbox"/> 非常勤、 <input type="checkbox"/> 派遣）		
特記事項（虐待者（疑いを含む）の性格的な偏り、利用者への言葉遣いや態度、勤怠状況、健康面での課題等）情報提供者：		
【虐待等の発生時の状況、理由】 （虐待者（疑いを含む）の面接結果等から記載）		
<input type="checkbox"/> 被虐待高齢者のケアに負担感を感じている（具体的な場面等を記入） <input type="checkbox"/> ケア方針の理解が十分できていない <input type="checkbox"/> ケア方針に則ったケアの実践ができていない <input type="checkbox"/> 建物構造、介護機器や設備、配置等で介護がしづらい <input type="checkbox"/> その他（ ）		
【高齢者虐待防止や身体拘束廃止、認知症ケアへの意識や取り組み】		
<input type="checkbox"/> 高齢者介護に携わる専門職としての倫理観に問題がある <input type="checkbox"/> 高齢者虐待防止・身体拘束廃止にむけた意識や取組が不十分 <input type="checkbox"/> 認知症ケアに対する知識・技術が不十分 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
【勤務体制】		
<input type="checkbox"/> 夜勤時、職員数が少なく負担を感じる <input type="checkbox"/> 夜勤回数が多く負担を感じる <input type="checkbox"/> 職務分掌が明確でなく負担を感じる <input type="checkbox"/> その他（ ）		
【職場環境（コミュニケーション、運営等）】		
<input type="checkbox"/> 相談できる人がいない <input type="checkbox"/> 上司や同僚、他職種間でコミュニケーションが取りにくい <input type="checkbox"/> その他（ ）		
【待遇面】		
<input type="checkbox"/> 待遇面で不満がある（ ）		

【虐待者（疑いを含む）2の状況】		
虐待者（疑いを含む）2氏名：	性別・年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	施設・事業所名：
職 位： <input type="checkbox"/> 施設長 <input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 主任・リーダー <input type="checkbox"/> 一般職		
職 種： <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 看護職員 <input type="checkbox"/> 生活相談員 <input type="checkbox"/> 計画担当介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職 <input type="checkbox"/> その他（送迎、清掃、他）		
保有資格： <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> ヘルパー__級 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 特になし		
経験年数：__年__か月 当該施設・事業所での勤務年数：__年__か月		
勤務状況：月__日勤務（夜勤__日／月・早番__日／月・遅番__日／月） 雇用形態（ <input type="checkbox"/> 常勤、 <input type="checkbox"/> 非常勤、 <input type="checkbox"/> 派遣）		
特記事項（虐待者（疑いを含む）の性格的な偏り、利用者への言葉遣いや態度、勤怠状況、健康面での課題等）情報提供者：		
【虐待等の発生時の状況、理由】 （虐待者（疑いを含む）の面接結果等から記載）		
<input type="checkbox"/> 被虐待高齢者のケアに負担感を感じている（具体的な場面等を記入） <input type="checkbox"/> ケア方針の理解が十分できていない <input type="checkbox"/> ケア方針に則ったケアの実践ができていない <input type="checkbox"/> 建物構造、介護機器や設備、配置等で介護がしづらい <input type="checkbox"/> その他（ ）		
【高齢者虐待防止や身体拘束廃止、認知症ケアへの意識や取り組み】		
<input type="checkbox"/> 高齢者介護に携わる専門職としての倫理観に問題がある <input type="checkbox"/> 高齢者虐待防止・身体拘束廃止にむけた意識や取組が不十分 <input type="checkbox"/> 認知症ケアに対する知識・技術が不十分 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
【勤務体制】		
<input type="checkbox"/> 夜勤時、職員数が少なく負担を感じる <input type="checkbox"/> 夜勤回数が多く負担を感じる <input type="checkbox"/> 職務分掌が明確でなく負担を感じる <input type="checkbox"/> その他（ ）		
【職場環境（コミュニケーション、運営等）】		
<input type="checkbox"/> 相談できる人がいない <input type="checkbox"/> 上司や同僚、他職種間でコミュニケーションが取りにくい <input type="checkbox"/> その他（ ）		
【待遇面】		
<input type="checkbox"/> 待遇面で不満がある（ ）		

【虐待者（疑いを含む）3の状況】			
虐待者（疑いを含む）3氏名：	性別・年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	施設・事業所名：	
職 位： <input type="checkbox"/> 施設長 <input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 主任・リーダー <input type="checkbox"/> 一般職			
職 種： <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 看護職員 <input type="checkbox"/> 生活相談員 <input type="checkbox"/> 計画担当介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職 <input type="checkbox"/> その他（送迎、清掃、他）			
保有資格： <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> ヘルパー__級 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 特になし			<input type="checkbox"/>
経験年数：__年__か月 当該施設・事業所での勤務年数：__年__か月			
勤務状況：月__日勤務（夜勤__日／月・早番__日／月・遅番__日／月） 雇用形態（ <input type="checkbox"/> 常勤、 <input type="checkbox"/> 非常勤、 <input type="checkbox"/> 派遣）			
特記事項（虐待者（疑いを含む）の性格的な偏り、利用者への言葉遣いや態度、勤怠状況、健康面での課題等）情報提供者：			
【虐待等の発生時の状況、理由】 （虐待者（疑いを含む）の面接結果等から記載）			<input type="checkbox"/>
【被虐待高齢者のケア】 <input type="checkbox"/> 被虐待高齢者のケアに負担感を感じている（具体的な場面等を記入）			<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ケア方針の理解が十分できていない <input type="checkbox"/> ケア方針に則ったケアの実践ができていない <input type="checkbox"/> 建物構造、介護機器や設備、配置等で介護がしづらい <input type="checkbox"/> その他（ ）			
【高齢者虐待防止や身体拘束廃止、認知症ケアへの意識や取り組み】 <input type="checkbox"/> 高齢者介護に携わる専門職としての倫理観に問題がある <input type="checkbox"/> 高齢者虐待防止・身体拘束廃止にむけた意識や取組が不十分 <input type="checkbox"/> 認知症ケアに対する知識・技術が不十分 <input type="checkbox"/> その他（ ）			<input type="checkbox"/>
【勤務体制】 <input type="checkbox"/> 夜勤時、職員数が少なく負担を感じる <input type="checkbox"/> 夜勤回数が多く負担を感じる <input type="checkbox"/> 職務分掌が明確でなく負担を感じる <input type="checkbox"/> その他（ ）			<input type="checkbox"/>
【職場環境（コミュニケーション、運営等）】 <input type="checkbox"/> 相談できる人がいない <input type="checkbox"/> 上司や同僚、他職種間でコミュニケーションが取りにくい <input type="checkbox"/> その他（ ）			<input type="checkbox"/>
【待遇面】 <input type="checkbox"/> 待遇面で不満がある（ ）			<input type="checkbox"/>

Ⅲ. 施設・事業所の状況		虐待発生リスク
【高齢者のケアに関する取り組み】 <input type="checkbox"/> 高齢者の状態に応じたアセスメント、サービス計画の作成・評価・変更が十分行われていない <input type="checkbox"/> 認知症の周辺症状などで介護が困難な場面での対応方針が立てられていない <input type="checkbox"/> 職員間で対応方針が共有化されていない <input type="checkbox"/> サービス担当者会議の開催頻度が少ない <input type="checkbox"/> サービス担当者会議に家族や専門職が参加していない <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/>
【虐待防止に関する施設・事業所全体の取り組み】 <input type="checkbox"/> 方針が不明確 <input type="checkbox"/> マニュアルやチェックリスト等が未整備 <input type="checkbox"/> 虐待発生時・発見時の対応のしくみ（通報報告窓口等の設置）、周知が不十分 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/>
【身体拘束廃止に関する施設・事業所全体の取り組み】 <input type="checkbox"/> 方針が不明確 <input type="checkbox"/> マニュアル等が未整備 <input type="checkbox"/> 緊急やむを得ない場合の対応のしくみや記録が不十分 <input type="checkbox"/> 身体拘束廃止にむけた現場での取り組みが不十分 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/>
【権利擁護、認知症ケア、介護サービスの質の向上に関する研修体制】 （組織内での研修__回／年 参加者延べ__名、管理者の参加：有・無）（外部研修会への参加：有・無__回／年 参加者数__名）		<input type="checkbox"/>
【事故への対応体制】 <input type="checkbox"/> 事故の発生が多い <input type="checkbox"/> 事故・ヒヤリハットの報告体制ができていない <input type="checkbox"/> 事故報告が市区町村に報告されていない <input type="checkbox"/> 家族等への連絡がなされていない <input type="checkbox"/> 事故やヒヤリハットの再発防止に向けた取組がなされていない・不十分 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/>
【身体拘束廃止や利用者の権利擁護を検討する委員会活動等】 <input type="checkbox"/> 利用者の権利擁護を検討する委員会がない <input type="checkbox"/> 委員会はあるが十分な検討が行われていない <input type="checkbox"/> 開催回数が少ない <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/>
【苦情処理の体制】		<input type="checkbox"/>

(様式 11)

事 実 確 認 調 査 結 果 報 告 書

(養介護施設従事者等用)

事実確認日時：令和 年 月 日 () 午前/午後 時 分～ 時 分

調査対象施設・事業所名： _____

報告年月日：令和 年 月 日 () 報告者： _____

【調査開始時の確認・説明事項】

説明した時間	令和 年 月 日 時 分
対応した施設・事業所職員	(職名：) (氏名：) (職名：) (氏名：) (職名：) (氏名：)
事実確認調査の根拠法の説明	<input type="checkbox"/> 調査の理由の説明 <input type="checkbox"/> 調査の根拠法の説明 (説明者：)
調査への協力依頼	<input type="checkbox"/> 調査手順の説明 <input type="checkbox"/> 打合せ及び面接のための部屋の借用 (借用する部屋：) <input type="checkbox"/> 資料のコピーのための機材の使用 (費用：) <input type="checkbox"/> 利用者との面接の許可 <input type="checkbox"/> 職員との面接の許可
管理者の所在	<input type="checkbox"/> 施設・事業所内に所在有 <input type="checkbox"/> 施設・事業所内に所在無 (→ <input type="checkbox"/> 当日面接可 <input type="checkbox"/> 当日面接不可)

【個別面接対象者】

高 齢 者	(氏名：) (面接場所：) (担当者： ,) (氏名：) (面接場所：) (担当者： ,)
管 理 者	(職名・氏名：) (面接場所：) (担当者： ,) (職名・氏名：) (面接場所：) (担当者： ,)
主任・リーダー	(職名・氏名：) (面接場所：) (担当者： ,) (職名・氏名：) (面接場所：) (担当者： ,)
職 員	(職名・氏名：) (面接場所：) (担当者： ,) (職名・氏名：) (面接場所：) (担当者： ,) (職名・氏名：) (面接場所：) (担当者： ,) (職名・氏名：) (面接場所：) (担当者： ,)
その他関係者	(職名・氏名：) (面接場所：) (担当者： ,) (職名・氏名：) (面接場所：) (担当者： ,)

【事実確認調査で確認された事項】

通報内容		
高齢者の安全確認	確認方法	収集された情報の内容
		<input type="checkbox"/> 詳細は添付資料 () 参照
通報等内容に関する事実		<input type="checkbox"/> 詳細は添付資料 () 参照
		<input type="checkbox"/> 詳細は添付資料 () 参照
通報等内容以外に関する事項		<input type="checkbox"/> 詳細は添付資料 () 参照
		<input type="checkbox"/> 詳細は添付資料 () 参照

社団法人日本社会福祉士会作成 (出典：東京都健康長寿医療センター研究所 (東京都老人総合研究所)、神奈川県作成帳票類等) をもとに作成

【高齢者および利用者の状況】

氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	歳
面接日		担当者			
意向	<input type="checkbox"/> 資料 () 参照				
心身の状態	<input type="checkbox"/> 資料 () 参照				
特記事項	<input type="checkbox"/> 資料 () 参照				

【施設・事業所の状況】

虐待を行った疑いのある職員1	氏名(性別・年齢)	
	職種・職位(資格)	
	経験年数(勤務年数)	
	現在の勤務状況	<input type="checkbox"/> 変わりなく勤務中 <input type="checkbox"/> その他 ()
	当該職員についての特記事項	
	調査結果のまとめ(確認された事実)	
虐待を行った疑いのある職員2	氏名(性別・年齢)	
	職種・職位(資格)	
	経験年数(勤務年数)	
	現在の勤務状況	<input type="checkbox"/> 変わりなく勤務中 <input type="checkbox"/> その他 ()
	当該職員についての特記事項	
	調査結果のまとめ(確認された事実)	
一般職員	聞き取りを実施した職種および職員数	介護職 () 人、看護職 () 人、その他 () 人
	経験年数(勤務年数)	
	調査結果のまとめ(確認された事実)	
管理者	氏名(性別・年齢)	
	職種・職位(資格)	
	経験年数(勤務年数)	
	調査結果のまとめ(確認された事実)	
員・設備面 運営施設・事業所の人	調査結果のまとめ(確認された事実)	

社団法人日本社会福祉士会作成 (出典：東京都健康長寿医療センター研究所 (東京都老人総合研究所)、神奈川県作成帳票類等) をもとに作成

【虐待の状況】

虐待の全体的状況

発生状況

1. 虐待が始まったと思われる時期： 年 月頃

2. 虐待が発生する頻度：

3. 虐待が発生するきっかけ：

4. 虐待が発生しやすい時間帯：

【事実確認調査当日の施設・事業所への指示・指導】

事実確認調査責任者 (決定権者)		
施設・事業所への指示・指導状況(事実確認調査当日)	指摘の有無	<input type="checkbox"/> 明らかな虐待が確認又は施設・事業者から虐待の報告があり早急に対応が必要 →指示・指導等 <input type="checkbox"/> 事実確認のみを行い、市町村にもどり検討 <input type="checkbox"/> その他 ()
	①高齢者の安全確保について	<input type="checkbox"/> 通報対象となった高齢者の安全が確保されていない <input type="checkbox"/> 通報対象外の高齢者の安全が確保されていない
	指示・指導内容(指示・指導を行った場合)	
	指示・指導に対する施設・事業所の回答	
	②虐待を行った職員について(特定された場合)	
	指示・指導内容(指示・指導を行った場合)	
	指示・指導に対する施設・事業所の回答	
	③その他の指示・指導事項	
	指示・指導内容(指示・指導を行った場合)	
	指示・指導に対する施設・事業所の回答	

【事実確認の内容について関係機関等への連絡】

通 報 者	<input type="checkbox"/> 連絡(連絡日:令和 年 月 日() 連絡者:)	特記事項
家族・後見人等	<input type="checkbox"/> 連絡(連絡日:令和 年 月 日() 連絡者:)	特記事項
都 道 府 県	<input type="checkbox"/> 連絡(連絡日:令和 年 月 日() 連絡者:)	特記事項
保 険 者	<input type="checkbox"/> 連絡(連絡日:令和 年 月 日() 連絡者:)	特記事項
警 察	<input type="checkbox"/> 連絡(連絡日:令和 年 月 日() 連絡者:)	特記事項
そ の 他	<input type="checkbox"/> 連絡(連絡日:令和 年 月 日() 連絡者:)	特記事項

社団法人日本社会福祉士会作成(出典:東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)、神奈川県作成帳票類等)をもとに作成

対象	優先順位	課題	目標	対応方法（具体的な役割分担）		
				何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間／評価日
高齢者						
虐待者						
施設・事業所						
関係者						
通報者						
その他						
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など（「アセスメント要約票」の全体のまとめから記載				計画評価予定日 令和 年 月 日		

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）をもとに作成

【参考】虐待状況の改善に向けた通知（例）

高発第 ○○○ 号
令和○○年○○月○○日

○○法人○○会 理事長
○○ ○○様

横手市○○○部長

養介護施設従事者等による高齢者虐待の改善について（通知）

標記について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく通報に対して、令和○○年○○月○○日に実施した調査の結果、改善すべき事項が認められましたので、事業所として高齢者虐待防止に取り組み、高齢者の人権を尊重し、尊厳の保持に努めていただきますようお願いいたします。

記

改善を要する事項

別紙 1部

問合せ先
横手市○○○○部○○○○課
電話 内線（ ） ファクシ



【参考】 通報内容と改善を要する事項について（例）

改 善 を 要 す る 事 項

調査実施日 令和〇〇年〇〇月〇〇日事業所名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

通報内容	項 目	改善を要する事項
1	1	
2	2	
3	3	

【参考】改善通知を受けた施設が提出する虐待状況の改善報告書（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

横手市〇〇〇部長
〇〇 〇〇 様

〇〇法人〇〇会 理事長
〇〇 〇〇

高齢者虐待に関する改善報告について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で、受理しました改善通知（令和 年 月 日付 高
発第 〇〇〇 号）について、別紙のとおり改善しましたので報告します。

記

1. 改善内容

別紙 1部

以上

【参考】改善通知を受け、改善した内容について（例）
改善内容

調査実施日 令和〇〇年〇〇月〇〇日事業所名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

指導内容	改善内容
1	1
2	2
3	3

【参考】県へ提出する高齢者虐待の報告書（例）

高発第 ○○○ 号
令和○○年○○月○○日

秋田県○○部○○課長 様

横手市○○部○○課長

高齢者虐待に関する報告について

標記について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく通報に対して調査を行い、その結果、虐待の事実があると認められましたので別紙の通り報告いたします。

記

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待について 別紙 1部

以上

養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

- 養介護施設従業者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。
 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

[]

1. 注) (※) 印の項目については、不明の場合には記載しなくてもよい。要介護施設等の名称、所在地

名 称	_____
サービス種別	_____
	(事業所番号： _____)
所 在 地	_____

	TEL _____ FAX _____

2. _____ 年

年齢階級及び要介護度その他の心身の状況

性 別	男 ・ 女	年齢階級※	
要介護度等	要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5 その他		
心身の状況			

※ 該当する番号を記載すること

- 1 65～69 歳 2 70～74 歳 3 75～79 歳 4 80～84 歳
 5 85～89 歳 6 90～94 歳 7 95～99 歳 8 100 歳以上

3. 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 心理的虐待 その他	介護・世話の放棄・放任 性的虐待 経済的虐待
虐待の内容		
発生要因		

4. 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名(※)		生年月日(※)	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

5. 市町村が行った対応

施設等に対する指導
 施設等からの改善計画の提出依頼
 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導
 (主として地域密着型サービスについて)介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分
 その他(具体的に記載すること)

6. 虐待を行った養介護施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出
 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応
 その他(具体的に記載すること)

者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、上記の通り報告する。

令和 年 月 日

秋田県 課長 様

横手市〇〇〇〇〇

